機械設備積算基準

(対 比 表)

令和4年度版

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

機械設備積算基準

※ 以下の工種のうち、改定が有る工種について、対比表を添付する。

	工 種 名	改定の	の有無
第 I 編 機械設備	備工事積算基準	有り	無し
第1章 一般	共通	0	
第2章 水門	設備		0
第1 河川	用水門設備		0
第2 ダム	用水門設備		0
第3章 ゴム	引布製起伏堰ゲート設備		0
第4章 揚排	水ポンプ設備		0
第1 揚排	水ポンプ設備		0
第2 コラ、	ム形水中ポンプ設備		0
第3 除塵	設備		0
第5章 ダム	施工機械設備		0
第6章 トン	ネル換気設備		0
第1 ジェ	ットファン設備		0
第2 送風	幾設備		0
第7章 トン	ネル非常用施設		0
第8章 消融	雪設備		0
第9章 道路	排水設備		0
第10章 共同	清付帯設備		0
第11章 駐車	場設備		0
第1 自走	式駐車場設備		0
第2機械	式駐車場設備		0
第12章 車両	重量計設備		0
第13章 車両	計測設備		0
第 14 章 道路	8月昇降設備		0
第15章 ダム	全理設備		0

】	改定の	の有無
	有り	無し
第16章 遠方監視操作制御設備		0
第17章 河川浄化設備		0
第18章 鋼製付属設備		0
第19章 塗 装		0
工 種 名	改定の	の有無
第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準	有り	無し
第1章 一般共通	0	
第2章 水門設備		0
第3章 揚排水ポンプ設備		0
第1 揚排水ポンプ設備		0
第2 コラム形水中ポンプ設備		0
第4章 トンネル換気設備・非常用施設		0
第5章 道路排水設備		0
第6章 消融雪設備		0
工 種 名	改定の	の有無
第Ⅲ編 機械設備設計業務委託積算基準	有り	無し
第1章 一般共通		0
第2章 水門設備		0
第3章 揚排水ポンプ設備		0
第4章 ダム施工機械設備		0
第5章 トンネル換気設備・非常用施設		0
第6章 消融雪設備		0

	T 猛 友		改定の	の有無
	工種名	7	有り	無し
第7章	道路排水設備			0
第8章	共同溝付帯設備			0
第9章	遠方監視操作制御設備			0

第 I 編 機械設備工事積算基準

第1章 一般共通

	令和4年度 機械設備積第	算基準 第 I 編 第 1	章 一般共通【対	比表】	
現 行 第 1 章 一般共通			改	定	備考
第 · 早 · 一般共通					
第 1 目的 この積算基準は、公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事 めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的と					
第2 適用範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備適用する。	備、トンネル換気設備、トンネル 、車両重量計設備、車両計測設備、				
第3 請負工事費の構成 請負工事費の構成は、次のとおりとする。					
□ 工 事 価 格 □ 工 事 原 付 請 負 工 事 費 □ □ 一般管理費 □ □ 一般管理費 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	世報 作 原 価		現行の)とおり	
1 製作原価					
製作原価——	費				
2 据付工事原価					
2 据付工事原価 直接工事費 一	費費費費費費費費				

令和4年度 機械設備積算基準 第 [編 第1章 一般共通 【対比表】 現 行 備考 第4 請負工事費の費目 工事費の費目 1 製作原価 製作原価の費目は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (1) 材料費 製作に当って、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 (イ) 直接材料費 設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され原則としてその製品の基本的実 体となって再現される材料及び部品の費用 (口) 補助材料費 設備の構成要素である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程において多く は消滅し、原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用 (2) 機器単体費 設備の構成要素である製品の製作に当って、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の 製品で設備の構成要素となるものの費用である。 (3) 労務費 設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基 準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。 なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接 現行のとおり 従事する作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。 (4) 塗装費 工場において行う製品の塗装に要する費用である。 (5) 直接経費 設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。 (イ) 木型費 木型費が鋳放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用 (口) 試運転費 特に必要と認められる試運転に要する費用 (ハ) 特別経費 特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用 1-2 間接製作費 工場(据付工事部門等を除く)の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る 費用(システム設計費用を除く)である。 なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の 費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。 (1) 間接労務費 (イ) 間接工・工場管理業務者の給与手当等 工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤 手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等 (ロ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等 製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、 賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等 (2) 工場管理費 (イ) 消耗工具備品費 消耗工具、備品等の費用 (口) 工場消耗品費 消耗品等の費用 (ハ) 事務用品費

	現 行	改 定	
	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費		
(二)	修繕維持費		
, ,	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等		
(木)	通信交通費		
(14.)	通信費、交通費及び旅費		
(\sim)	会議費		
(' ')	会議に要する費用		
(1)	交際費		
()			
(+)	来客等の応対に要する費用		
	法定福利費		
	従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業		
	三負担額等に要する費用		
	福利厚生費		
	工場の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に		
	でする費用		
(ヌ)	動力用水光熱費		
	工場における電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用		
(ル)	印刷製本費		
	工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用		
(ヲ)	試験試作費	現行のとおり	
	製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用	5€11 00 C 40 9	
(ワ)	教育訓練費		
	工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用		
(カ)	地代家賃		
()	工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用		
(E)	保険料		
	工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用		
(A)	租税公課		
	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に		
	上された租税公課は除く。		
	減価償却費		
()	工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の減価償却額		
()()			
(2)	製作外注経費		
(3)3)	製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要となる費用		
(ツ)	工場內運搬費		
())	製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造り費		
(不)	推費		
	(イ) から(ツ)までに属さない諸費用		

現。行	改 定	備 考
据付工事原価		
据付工事原価の費目は、次のとおりとする。		
2-1 直接工事費		
(1) 輸送費		
製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。		
(2) 材料費		
工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。		
(イ) 直接材料費		
直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用		
(口) 補助材料費		
補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となっ		
て再現されない材料の費用		
(3) 労務費		
工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、		
通勤手当、讃手当、賞与からなる。		
(4) 塗装費		
据付時に行う設備の塗装に要する費用である。		
(5) 直接経費		
工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及		
び特別経費等に要する費用である。	現行のとおり	
(イ) 特許使用料	九11000 ねり	
契約に基づき使用する特許の使用料		
(口) 水道光熱電力料		
工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料		
(ハ) 機械経費		
工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額		
(二) 試運転経費等		
特に必要と認められる総合試運転等に要する費用		
(ホ) 特別経費		
特に必要があると認められる費用		
(6) 仮設費		
工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現		
場補修、交通管理等に要する費用		
が 間 多く 人 返日 生 寸 に 戻 が 要 が		
2-2 間接工事費		
(1) 共通仮設費		
共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。		
(イ) 運搬費		
a 機械器具の運搬等に要する費用		
b 現場内における機材の運搬に要する費用		
(口) 準備費		
a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用		
b 調査、測量、丁張等に要する費用		
c 伐開、整地及び除草に要する費用		
(ハ) 事業損失防止施設費		
工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止す		
るための仮施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用		
(二) 安全費		
a 安全施設等に要する費用		
b 安全管理等に要する費用		

		改 定	備る
С	a から b に掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用		
(ホ)	役務費		
	電力、用水等の基本料		
	電力設備用工事負担金		
	技術管理費		
	T SS form (a) (b) (c) A NEA for (c) and (b)		
a 1			
	出来形管理のための測量等に要する費用		
	工程管理のための資料の作成に要する費用		
	完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用		
e			
(F)	· ····································		
	現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用		
	労働者宿舎の営繕に要する費用又は労働者の宿泊に要する費用		
C	労働者の輸送に要する費用		
d	営繕費に係る敷地の借上げ費用		
(2) 現	場管理費		
エ	事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。		
(イ)	労務管理費		
	現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用	現行のとおり	
a	募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)	光刊のとわり	
b	慰安、娯楽及び厚生に要する費用		
С			
_	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		
	労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用		
	事務員給料手当等		
(-)	現地採用の事務員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当等)及び賞与		
(M)	売地球用の事務員の相相、曜子ヨ (地域子ヨ、迪動子ヨ寺) 及び負子 退職金		
(> 1)	現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額		
(-)			
(-)	事務用品費		
(.1.)	現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費		
(不)	通信交通費		
, ,	現地における通信費、交通費及び旅費		
(~)	交際費		
	現場への来客等の応対に要する費用		
(})	法定福利費		
	現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年		
金	全保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額		
(チ)	福利厚生費		
	現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動		
等	に要する費用		
(IJ)	安全訓練等に要する費用		
	現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用		
(ヌ)	保険料		
/	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)、工事保険、組立保険、法定		
外	トの労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料		
	租税公課		
	個代公成 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料		
k ć	ご計上された租税公課は除く。		

	第1編 第1草 一般共通【对比表】	
現一行	改 定	備考
(ヲ) 補償費		
工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等に		
よる事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。		
(ワ) 据付外注経費		
据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費		
(力) 工事登録費		
工事実績の登録等に要する費用		
(ヨ) 雑費		
(イ) から(カ)までに属さない諸費用		
(3) 据付間接費		
据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。		
(イ) 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等		
据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員(現場代理人を含む)に支払われ		
る基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額並びに機械設		
備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額		
(ロ) 事務用品費		
据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費		
(ハ) 交通通信費		
据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費		
(二) 会議費	現行のとおり	
据付工事部門等の会議に要する費用)LIT > C 4-)	
(ホ) 交際費		
据付工事部門等の来客等の応対に要する費用		
(个) 法定福利費		
据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保		
険料の法定の事業主負担額		
(ト) 福利厚生費		
据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文		
化活動等に要する費用		
(チ) 動力用水光熱費		
据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用		
(リ) 印刷製本費		
据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用		
(ヌ) 教育訓練費		
据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用		
(ル) 地代家賃		
据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用		
(ヲ) 保険料		
据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用		
(ワ) 租税公課		
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料		
に計上された租税公課は除く。		
(力) 維費		
(イ) から (ワ) までに属さない諸費用		

		リルマース・一般が成成に関す		
3	設計技術費 (イ) システム設計に係る従業員並びに間製作品・機器の製造設計以外のシスラ準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、近(ロ) システム設計に係る管理費等システム設計等に関して設計部門を管費、維持修繕費、通信交通費、会議費、費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の	テム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基 退職金及び退職給与引当金繰入額 管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品 交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱 の費用である。 用)と、製作原価における間接労務費及び工場管理	改定	備考
	システム設計に係る費用	製造(製作)設計に係る費用		
設計計算書	 ・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成(開閉荷重等) ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事(土木・建築等)との取合確認等の資料作成 	・確定仕様に基づく製作品の設計及び検討・製作品の強度計算書等の作成・製作品の詳細数量表の作成・製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成成	現行のとおり	
設計図面関係	・工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成(全体図、組立図等) ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・据付工事図面(基礎図、配管配線図等) ・他工事(土木・建築等)との取合確認等に必要な図面の作成	・工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成(部分詳細図、製作図面)・製作品に組込む部品等の注文図書の作成		
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上		
	 (イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び (ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料 (ハ) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職組 る退職金 (ニ) 事務用品費 	必要な本店及び支店における経常的な費用である。 が役員賞与金(損金算入分) は、諸手当及び賞与 給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対す よない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費		
	通信、交通費及び旅費			

		算基準 第1編 第1草 一般共通【対比表】	
	現 行	改 定	備考
(})			
	本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用		
(チ)	法定福利費		
	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険		
彩	4の法定の事業主負担額		
(リ)	福利厚生費		
	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化		
	舌動等に要する費用		
	動力・用水光熱費		
()	電力、水道、ガス、薪炭等の費用		
(ル)			
(/)	技術研究、開発等の費用		
(ヲ)			
(7)			
(17)	広告、公告、宣伝に要する費用		
(D)			
(カ)			
	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額		
, ,	開発費償却		
	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償		
去	印額	現行のとおり	
(タ)	地代家賃	20111 ∧2 C 40 A	
	事務所、寮・社宅等の借地借家料		
(レ)	保険料		
	火災保険及びその他の損害保険料		
(ソ)	租税公課		
X - /	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課		
(ツ)			
())	建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額		
(ネ)	契約保証費		
(イ)			
(.1-)	契約の保証に必要な費用		
(ナ)	雅 費		
	電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用		
(2) 付			
	工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。		
(イ)	法人税、都道府県民税、市町村民税等		
(口)	株主配当金		
(M)	役員賞与(損金算入分を除く)		
(二)	内部留保金		
(ホ)	支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用		
5 消費税等	相当額		
	相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。		
117 1/11			
第5 請負工事	・ 弗の辞質		
第 5 前 页 工 争 1 製作原価			
	に係る各費目の積算は、次のとおりとする。		
1-1 直			
(1) 材			
	直接材料費		
(1)	直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。		

令和4年度 機械設備積	算基準 第 I 編 第1章 一般共通 【対比表】	
現 行	改定	備考
(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット 等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げ とするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、 グロス質量の積上げとする。		
(ハ) 単価は、次のとおりとする。		
a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率)-(スクラッ		
プ単価×材料割増率×0.7) 」により算定するものとする。		
b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。		
c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。		
d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価		
を適用する。		
e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なもの については鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上 するものとする。		
f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。		
2) 補助材料費		
(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。		
(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。		
(補助材料の内訳)	現行のとおり	
接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、	2011 ∧2 C 40 A	
補修材、くぎ等である。		
ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。		
(2) 機器単体費		
1) 機器単体費の積算は、(所要量)×(単価)とする。		
2) 所要量の算定は積上げによるものとする。		
(3) 労務費		
1)		
2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、公共事業企画調整課長が別に定めるものとす		
3) 機械設備器作工の1月目りの標準負金は、公共事業企画調金球技が別に定めるものとす る。		
(4)		
1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。		
ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。		
2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。		
ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。		
3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。		
(5) 直接経費		
1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。		
1-2 間接製作費		
(1) 間接労務費		
1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。		
2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。 3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。		
3) 同族力務賃率は、表 1・3によるものと9つ。 4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用す		
4) 複数工性を一指完在する場合の间接力務資率は、原則として各工性区分毎の半を適用するものとする。		
(2) 工場管理費		
1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額)×(工場管理費率)とする。		
2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。		
-, -mg-xxmm real si a z prisi immtital emi reactivo		

現 行	改 定	備考
3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。		
4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。		
5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用す		
るものとする。		
据付工事原価		
据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。		
2-1 直接工事費		
(1) 輸送費		
1) 輸送費の積算は、表-1・5による。		
なお、これにより難い場合は別途積み上げる。		
2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近		
い製作所在地とする。		
3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約		
と同一とする。		
1) 直接材料費		
(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。		
(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実		
績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。	現行のとおり	
(直接材料の内訳)	3517 - 5 10 3	
据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、鋼管等		
2) 補助材料費		
(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。		
(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。		
(補助材料の内訳)		
接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等		
(3) 労務費		
1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。		
2) 工数は各章で定めた値によるものとする。		
3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。		
4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。		
5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。		
(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項)に		
定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単		
価を補正する。		
(4)		
(4)		
ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。		
2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。		
ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。		
3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。		
(5) 直接経費		
1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。		
なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によ		
るものとする。		
2) 機械経費として計上するラフテレーンクレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、		
「建設機械等賃料積算基準」によることを標準とする。		
(6) 仮設費		
現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。		

なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。

また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。

現行

- a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
- b その他、現場条件等により積上げを要する費用

2-2 間接工事費

- (1) 共通仮設費
 - (イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額)×(共通仮設費率)+(積上げによる費用)とする。
 - (ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。
 - (ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。
 - (二) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。
 - (ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。
 - (へ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。

- (ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算
 - a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表 1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

心外間エジル							
	補正	適用					
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先			
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2 車線以上(片側1 車線以上)かつ交通量が 5,000 台/日以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1			
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2			
市街地(DID 補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3			
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給 するために指定した地区、及びこれに準ず る地区の場合。	1.3	4			

- (注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。
 - 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。
 - •市 街 地:

施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

- b 適用条件が複数に該当する場合の取扱い 適用条件が複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。
- c その他 設計変更時における共通伝設費率の補正について

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計

現行のとおり

現 行	改 定	備
上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変		
更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。		
1) 運搬費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。		
a 建設機械の自走による運搬(油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする。		
b 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む。)		
c 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬		
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るも	\mathcal{O}	
とする。		
d トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20~50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧	E伸	
縮ジブ型20~70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用		
e 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用		
f 機材等(型枠材、支保材、足場材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)		
トレミー管等)の搬入、搬出及び現場内小運搬		
(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上に		
るものとする。		
a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬		
ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。		
b 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬		
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。	78.47 o 1 halo	
c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用	現行のとおり	
ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20~50t吊)・ラフテレーンクレー	-'/	
(油圧伸縮ジブ型 2 0 ~ 7 0 t 吊) を除く。)		
d 賃料適用のトラッククレーン (油圧伸縮ジブ型80 t 吊以上) 及びクローラクレー:		
(油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型35t R以上) の分解組立時にかかる本体賃料	计及	
び運搬中の本体賃料		
e 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料		
f その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用		
g 上記(イ)及び(ロ) a ~ f における自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本	本体	
- 賃料・損料を含む。)		
2) 準備費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。		
a 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用		
b 完成時の後片付け費用		
(ロ) 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。		
施工期間中における準備、後片付け費用		
(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。		
伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書	に	
明示し積上げ積算するものとする。		
3) 事業損失防止施設費		
現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。		
スタストディ過程に記述することにより必要領を過止に慣上けるものとする。 a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業指	3 <u>/-</u>	
を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する)貨 	
用		
b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用		
4) 安全費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。		
a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		
b 不稼働日の保安要員等の費用		
c 安全用品等の費用		
5		

	現 行		備
d	1 安全委員会等に要する費用	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	・ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明		
	等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料		
	積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより		
	必要額を適正に積上げるものとする。		
	なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。		
	鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用		
	を間作業を行う場合における照明に要する費用 アンナルス ホース オース		
	・ 酸素欠乏症の予防に要する費用		
	1 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用		
	粉塵作業の予防に要する費用		
f	高圧作業の予防に要する費用		
g	g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用(工事用連絡設備含む)		
h	n バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用		
i	その他、現場条件等により積上げを要する費用		
5)	役務費		
	現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。		
a	土地の借上げ等に要する費用		
b	っ 電力、用水等の基本料		
	空 電力設備用工事負担金	**************************************	
	技術管理費	現行のとおり	
	共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。		
	据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用		
	b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用		
	おけいにおける山木が自座のための領土、可例、図画下域に安する資用 と 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用		
	1 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要な写真管理に要する費用		
e	据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用		
İ	現場据付試運転報告書等の作成に要する費用		
	据付けにおける完成図書等の作成に要する費用		
	由 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用		
	据付けにおける施工管理で使用するOA機器の費用		
,	品質証明に係る費用(品質証明費)		
	情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)		
(口)	積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。		
	なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。		
a	マイクロフイルムの作成に要する費用		
b	施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用		
С	施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用		
	調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。		
d	1 その他、現場条件等により積上げを要する費用		
е	上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用		
7)	営繕費		
	共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。		
	現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用		
	b 労働者宿舎の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用又は、労働者が旅館等に宿		
	泊した場合の宿泊に要する費用		
	: 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用		
	日 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用		
	・ 労働者の輸送に要する費用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
(口)	積上げ積算による営繕費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。		

なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。

a 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用

現行

- b 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用
- c 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用
- d 工事施工上、特別に必要な営繕等に要する費用
- (2) 現場管理費
 - 1) 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額)×(現場管理費率)とする。
 - 2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。
 - 3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。
 - 4) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。
 - 5) 現場管理費率は、表-1・7によるものとする。
 - 6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。

- 7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
 - a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

	地域補正の適用								
	補正	適用							
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先					
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2 車線以上 (片側1 車線以上) かつ交通量 が 5,000 台/日以上の車道において規制 を行う場合。ただし、常時全面通行止めの 場合は対象外とする。	1.1	1					
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1. 1	2					
市街地(DID 補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3					
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給 するために指定した地区、及びこれに準ず る地区の場合。	1.0	4					

- (注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。
 - 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。
 - •市 街 地:

施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

- b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。
- c その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

現行のとおり

	基準 第1編 第1草 一般共通 【対比表】	
現行	改 定	備考
(3) 据付間接費1) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額)×(据付間接費率)とする。2) 据付間接費対象額とは、直接工事費中の労務費のうち「機械設備据付工労務費」のみを		
対象とする。		
なお、機械設備据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。 3) 据付間接費率は、表-1・8によるものとする。		
4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。		
なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。		
3 設計技術費		
(1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額)×(設計技術費率)とする。 (2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。		
(3) 標準設計技術費率は、表-1・9によるものとする。 (4) 詳細設計付き施工発注方式の場合も、表-1・9の標準設計技術費率によるものとする。		
(5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するも		
のとする。なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。		
	現行のとおり	
4 一般管理費等 (1)一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。		
(2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。		
一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数) ×(機器単体費補正係数)		
1) 標準一般管理費等率は、表-1・10によるものとする。		
2) 前払金支出割合補正係数は、表-1・11による。3) 機器単体費補正係数は、表-1・12による。		
4) 契約保証に係る費用は、別途積算する。		
5 消費税等相当額		
消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。		
6 材料等の価格等の取扱い		
工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとす る。		
7 支給品の取扱い (1) 支給品とは設備の製作、据付けに際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体		
品、製作品等を受注者に支給するものをいう。		
(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次のとおりとする。 1) 直接材料、電力(ダム関係を除く)は、全額を現場管理費算定の対象とする。		
2) 機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。		
(3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。		
8 「処分費等」の取扱い		
「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事 費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。		
1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)		
2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料		
- / 13 11 ASSPH 1 3/19 1 1		

(ア) の 3 (以下でかつ場合表 で			令和4年度 機械設	備槓算基準 第 第 1 編	弗 草 一般共進		# =
区 分 (P)」の3%以下でかつ処分費等 (P)」の3%を超える場合		現 打				改定	備考
現場管理費 全額を率計算の対象とする。 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。 (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。	区 分	(P)」の3%以下でかつ処分費等	(P)」の3%を超える場合又は処				
現場管理費 全額を率計算の対象とする。 象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。 (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。	共通仮設費						
一般管理費等 なる金額は3千万円を上限とする。 (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	象とし、3%を超える金額は、率計				
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。			なる金額は3千万円を上限とする。				
	なお、 2. 設計技	準備費に含まれる処分費は伐開、除 支術費については、処分費等を率計算	根等に伴うものである。 の対象としない。			現行のとおり	

項	費、工場管理費の項目別 目	間接労務費	工場管理費	
		X	X	
機		×	×	
労		0	0	
		×	0	
直		×	0	
輸	送費	×	×	
間接	間接労務費	_	0	
製作費	工場管理費	×	_	
	直接材料	×	×	
支給	電力	X	X	
品費	機器単体品	×	×	
	製 作 品	×	×	現行のとおり
共	費、現場管理費の項目別 目	共通仮設費	現場管理費	
			現場管理費	
輸	送費	0	0	
1104		+		
材	料費	0	0	
材	料 費 務 費	0	0	
材 労 塗	料 費 務 費 装 費	0	0	
材 労 塗 直	料 費 務 費 装 費 接 経	0 0	0 0	
材 労 塗	料 費 務 費 装 費 接 経 設 費	O O O	O O O	
対労強直仮	料 費 務 費 装 費 接 経 費 共 通 费	O O O O	O O O	
材 労 塗 直 仮 接	料 費 務 費 装 費 接 経 費 設 費 共 近 設 事業損失防止施設費	0 0 0 0 -	O O O O	
村 労 塗 直 仮 接	料 費 務 費 装 費 接 経 費 共 通 要 共 通 要 非損失防止施設費 据 付 間 据 付 間 要	O O O O - O	O O O O X	
材 労 塗 直 仮 接	料 費 務 費 装 費 接 餐 設 費 共通仮設費 事業損失防止施設費 据付間接費 現場管理費	O O O O - O	O O O O X A O	
	料 費 務 費 装 費 接 費 共通仮設費 事業損失防止施設費 据付間接費 現場管理費 直接材料	O O O O - O	O O O O X	
材 労 塗 直 仮 接費 給	料 費 務 費 装 費 接 餐 設 費 共通仮設費 事業損失防止施設費 据付間接費 現場管理費	O O O O - O -	O O O O X - O	
材 労 塗 直 仮 損工 変	料 費 務 費 装 費 接 費 改 費 共通仮設費 事業損失防止施設費 据付間接費 現場管理費 直接材料 電 力	O O O O O O O O * 1	O O O O O X - O O* 1	

計技術費項			目	設計技術費	一般管理費等		
7	才	料	費	0	0		
1	幾器	単位	本 費	0	O* 2		
		務	費	0	0		
作原	<u></u>	装	費	0	0		
	直	接 経	費	0	0		
間	接	間接夠	芳務費	0	0		
製作	青費	工場管	管理費	0	0		
į	輸	送	費	0	0		
7	才	料	費	0	0		
	労	務	費	0	0		
据 付	金	装	費	0	0		
I I	直	接 経	費	0	0	現行のとおり	
事原	反	設	費	0	0		
価		共通	反設費	0	0		
間 工事		据付間	目接費	0	0		
		現場管	管理費	0	0		
#	無償貸付	機械等	評価額	×	X		
設	計	支 術	費	_	0		
支 i	直	妾 材	料	0	×		
給	冟		力	×	×		
品	幾器	単位	本 品	×	×		
:対象と	製	作	おとしない	× ハ *2:補正	×		

材料 料名 割増率 備 考 鋼板・ステンレスクラッド鋼板 12 ステンレス鋼板 12 銅・平鋼 10 水分シレス平鋼、ステンレス形鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 鋼管、銅管などの棒材・丸鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 頻常 素 鋼 15 ポンプ主軸に適用 鋳 株 20	
板・ステンレスクラッド鋼板 12 テンレス鋼板 12 板 25 鋼・平鋼 10 デンレス平鋼、ステンレス形鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 管、銅管などの棒材・丸鋼 20 ボンプ主軸に適用	
調板・ステンレスクラッド鋼板 12 ステンレス 鋼 板 12 調・ 平 鋼 10 本鋼、ステンレス 下鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 質、銅管などの棒材・丸鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 表 鋼 15 ポンプ主軸に適用	
雨 板 25 形 鋼 ・ 平 鋼 10 本鋼、ステンレス平鋼、ステンレス形鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 網 管 、 銅 管 な ど の 管 材 10 炭 素 鋼 15 ポンプ主軸に適用	
形 鋼 ・ 平 鋼 10 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 瞬管、銅管などの棒材・丸鋼 10 炭 素 鋼 15 ポンプ主軸に適用	
ステンレス平鋼、ステンレス形鋼 10 棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼 20 鉄筋・PC鋼線は含まない 鋼管、銅管などの管材 10 炭素 鋼 15 ポンプ主軸に適用	
岡管、銅管などの管材 10 炭素 鋼 15 ポンプ主軸に適用	
表 鋼 15 ポンプ主軸に適用	
鉄 20	
10 ポンプケーシング吸吐出管に適用	
寿 鋼 30	
" 20 ポンプ羽根車に適用	
ス テ ン レ ス 鋳 鋼 20 ポンプ羽根車に適用	
# 2 0 ポンプ羽根車に適用	
段	
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 鋳 物 20 換気設備のファンロータに適用	
アルミニウム合金 板材 12	
アルミニウム合金 形材・管材 10	

				第 Ⅰ編 第1章 一般共通【対比表】	
表一1•9	現 行 スクラップの該			改定	
		ョ m p クラップの該当品目			
 鋼 板 ・ ス テ ン レ ス ク ラ ッ ド 鋼 板					
ステンレス鋼板・銅板		・ステンレス新断			
ステンレス平鋼、ステンレス形鉧					
形 鋼 • 平 鉧	ヘビーH 1				
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鉧	普通棒鋼•	丸 鋼:鋼ダライ粉A	A		
学 、ヘノンレヘ 学	ステンレス鋼棒・	・丸鋼:ステンレス新	折断		
鋼 管 、 銅 管 な ど の 管 材	r I	: ヘビーH 1			
Δ± Δ4		: 銅くず(並)			
	鉄ダライ粉A				
	鋼ダライ粉A				
	黄、青銅くず 鏡	年物(亚 <i>)</i>			
	鋼ダライ粉A	NAL.			
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 鋳 物 注) 表以外の材料は、別途当該材質のよ		双鋳物		現行のとおり	
注) 表以外(()材料(I 別係当談材質());	品日 を 週用する。				
E/ ASMISHING METERIA					
	3 間接労務費率		(%)		
	3 間接労務費率 間接労務費率	備	(%)		
表-1・			考		
表-1· 工 種 区 分 水門設備、除塵設備、	間接労務費率	備 水門設備のうち小	考		
表-1・ 工 種 区 分 水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備 小形水門設備、消融雪設備、	間接労務費率 75	備 水門設備のうち小	考		
表-1・ 工 種 区 分 水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備 小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備 揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	間接労務費率 75 60 90	備 水門設備のうち小 除く	考が形水門設備は		
表-1・ 工 種 区 分 水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備 小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備 揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	間接労務費率 75 60	備 水門設備のうち小 除く	考		
表-1・ 工 種 区 分 水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備 小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備 揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備 表-1・	間接労務費率 75 60 90 4 工場管理費率	備 水門設備のうち小 除く	考 *形水門設備は (%) 考		
表-1・ エ 種 区 分 水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備 小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備 揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備 表-1・ エ 種 区 分 水門設備、除塵設備、	間接労務費率 75 60 90 4 工場管理費率 工場管理費率	備 水門設備のうち小除く 備 水門設備のうち小	考 *形水門設備は (%) 考		

		現 行		改 定	備 考
	表-1・5 兼	新設工事輸送費 (沖縄・離島を除く)			
	区 分	輸送費[円]	「x」の定義		
	小 プレートガーダ構造形 ローラーゲート水 プレートガーダ構造門 スライドゲート	$y = (17.2y + 42) \times D + 212.000$			
	プレートガーダ構造中 ローラゲート	$y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$			
河川用	・大 プレートガーダ構造 形 角落しゲート	$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$	扉体面積[m²/門]		
水門設備	水 門、シェル構造ローラ 堰 ゲート	(x×D<1,500の場合) y=(135x-1,594)×D+51,000 (x×D≥1,500の場合) y=(60.9x-717)×D+116,000	×門数		
	起 伏 起伏ゲート 堰	$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$			
	放三方水密ラジアル流ゲート	$y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$			
	設 四方水密ラジアル 備 ゲート	$y = (252x - 643) \times D + 1, 226,000$	─ ┃ ┃ ┃扉体面積[㎡/門]	現行のとおり	
	制 四方水密ローラ 水 ゲート	$y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$	×門数		
	設 四方水密スライド備 ゲート	$y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$			
H I H	大容量放流管	$y = (12.4x - 811) \times D + 1, 226,000$	放流管体積[m³] ×条数		
ダム用 水門設備	放 大容量放流管 (整流板のみ)	$y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	面積[㎡]×面数		
	小容量放流管	$y = (7.42x+28) \times D+1, 226,000$	放流管体積[m³] ×条数		
	取直線多段ゲート	$y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	扉体面積[㎡/門] ※門数		
	設 備 円形多段ゲート	$y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	体積[m³]×門数		
	小容量放流設備用ゲート ・バルブ	$y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲: x≥700)		
ゴム引布製	起状ゲート設備	(x×D<1,500の場合) y=(17.4x+12)×D+51,000 (x×D≥1,500の場合) y=(7.80x+5)×D+116,000	扉体面積[㎡/門] ※門数		
	固定機場	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量		
揚排水ポン	水中ポンプ (φ 400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$	ー ホンノ吐血重 [m ³ /min]×台数		
設備	水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。			
	除塵設備	$y=53.4x\times D+216,000$	対象設備質量[t]		

		- 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
			(つづき)
[区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義
ダム施工機械設備	·····································	$y=26.6x\times D+1, 226,000$	対象設備質量[t]
トンネル換気 設備	ジェットファン・ブースタファン	$y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$	ファンロ径[mm] ×基数 (適用範囲: x≥1000)
トンネル非常用 施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]
	消雪設備 (散・送水管)	y=71.5x+25,000	散・送水管の延長 [m]
消融雪設備	消雪設備 (ケーシング管・スト レーナ・揚水管)	y = 348x + 73,000	ケーシング・管+ストレーナ+ 揚水管の延長[m]
	融雪設備	y = 337x + 24,000	融雪面積[m²]
道路排水設備 (φ400未満の揚	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプロ径 [mm]×台数
共同溝付帯設備		$y=215x\times D+69,000$	対象設備質量[t]
駐車場設備		$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]
車両重量計設備	重量計	(x×D<1,500の場合) y=83.9x×D+51,000 (x×D≥1,500の場合) y=37.8x×D+116,000	対象設備質量[t]
	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]
道路用昇降設備		$y=88.2x\times D+130,000$	対象設備質量[t]
	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。	
ダム管理設備	流木止設備	$y = 52.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]
遠方監視操作制行		$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]
鋼製付属設備		$y = 38.3x \times D + 81,000$	対象設備質量[t]
		ı	

現 行

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送 距離 [km] 、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費[円] は 1,000 円 未満を切り捨てるものとする。
 - 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
 - 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
 - 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
 - 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備(手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等)を含んでいる。

		→		
			(つづ	
	区 分	輸送費[円]	「x」の定義	
ダム施工機械設備	備	$y=26.6x\times D+1,226,000$	対象設備質量[t]	
トンネル換気 ジェットファン・ブー 設備 スタファン		$y = (0.23x - 72) \times D + 176,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: x≥1000)	
トンネル非常用 施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]	
	消雪設備 (散・送水管)	y=71.5x+25,000	散・送水管の延長 [m]	
消融雪設備	消雪設備 (ケーシング管・スト レーナ・揚水管)	y = 348x + 73,000	ケーシング 管 + ストレーナ + 揚水管の延長[m]	
	融雪設備	y = 337x + 24,000	融雪面積[m²]	
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)		$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプロ径 [mm]×台数	
共同溝付帯設備		$y=215x\times D+69,000$	対象設備質量[t]	
駐車場設備		$y=30.6x\times D+180,000$	対象設備質量[t]	
車両重量計 設備	重量計	(x×D<1,500の場合) y=83.9x×D+51,000 (x×D≥1,500の場合) y=37.8x×D+116,000	対象設備質量[t]	
	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]	
道路用昇降設備		$y=88.2x\times D+130,000$	対象設備質量[t]	
	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。		
ダム管理設備	流木止設備係船設備	$y=52.9x\times D+199,000$	対象設備質量[t]	
遠方監視操作制征	 卸設備	$y=89.9x\times D+98,000$	対象設備質量[t]	
鋼製付属設備		$y=38.3x\times D+81,000$	対象設備質量[t]	

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送 距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費[円] は 1,000 円 未満を切り捨てるものとする。
 - 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
 - 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
 - 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
 - 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備(手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等)を含んでいる。

現 表-1・6	行			基準 第 [編 第1章 一般共通 【対比表】	
表 一 1 ・ 6		<u> </u>		改 定	備考
T T	共通仮設費率 				
300万円以下	300万円を超	え 5 億円以下	5 億円を 超えるもの		
下記の率とする。			下記の率と - する。		
	A	b			
19. 81	240. 90	-0. 1675	8. 41		
17. 80	212. 61	-0. 1663	7. 60		
300万円以下	300万円を超	え1億円以下	1 億円を 超えるもの		
下記の率とする。			下記の率と - する。	現行のとおり	
25. 92	8679.61	-0.3898	6. 61		
300万円以下	300万円を超	え2億円以下	2億円を 超えるもの		
下記の率と する。			下記の率と - する。		
	A	b			
24. 01	762. 79	-0. 2319	9. 07		
額(円) 値	五入して第2位』	Łめとする。			
	する。 19.81 17.80 300万円以下 下記の率とする。 25.92 300万円以下 下記の率とする。 24.01 仮設費率(%)額(円)値	下記の率とする。 ただ下記による。 A 19.81 240.90 17.80 212.61 300万円以下 300万円を超 下記の率とする。 ただ下記による。 A 25.92 8679.61 300万円以下 300万円を超 下記の率とする。 ただ下記による。 A 24.01 762.79 仮設費率(%) 額(円) 値	Table Ta	(1)の算定式より算出された 平とする。ただし、変数値は 下記による。	Time

現 行							
表-1・7 現場管理費率							
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの			
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率とする。			
工種区分		A	b				
水門設備、ダム施工機械設備、 ダム管理設備	21.89	44. 73	-0.0479	17. 14			
揚排水ポンプ設備、除塵設備	24. 72	98. 08	-0.0924	15. 41			

対象額	300万円以下	300万円を超え	2億円以下	2億円を 超えるもの
適用区分工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率とする。
上性凸分		A	b	
道路付帯設備	22. 76	55. 45	-0.0597	17.71

(2) 算定式

 $J \circ = A \cdot P^b$

ただし Jo:現場管理費率(%)

P : 対象額(円) A・b:変数値

(注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・8 据付間接費率

(%)

	工種口	区 分	据付間接費率	備考
	水門等	新設	1 3 0	
	小门守	維持修繕	1 4 0	
水門設備	小形水門設備	新設	8 0	
	77/10/7/17 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	維持修繕	9 0	
	ゴム引布製起位	犬ゲート設備	9 0	
揚排水ポン	プ設備		1 4 0	
除塵設備			1 1 0	
ダム施工機	械設備		1 1 0	
車両重量計	気設備、トンネル 設備、車両計測記 、道路用昇降設値	设備、消融雪設備、	1 1 0	
道路排水設	備・共同溝付帯記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9 0	
ダム管理設備	備(流木止設備以	外)	1 3 0	
ダム管理設	備(流木止設備)	·	8 0	
鋼製付属設	備		6 5	単独工事に適用

現行のとおり

9t 11							
ā a	表-1・9 標	準設計技術費率					
対象額	1,000万円以下	Ⅰ 1 000万円を超え10億円以下 Ⅰ		10億円を 超えるもの			
適用区分工種区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率と			
	, 00	A	b	7 00			
水門設備 (小形水門設備除く)	3. 32	23. 589	-0. 1217	1.89			
ゴム引布製起伏ゲート設備	4. 22	743. 22	-0.3209	0.96			
揚排水ポンプ設備	4. 47	65. 910	-0. 1669	2. 07			
ダム施工機械設備	4. 28	13. 580	-0.0717	3. 07			
トンネル換気設備、駐車場設備、 道路用昇降設備	2.77	47. 925	-0.1769	1. 23			

対象額	500万円以下	500万円を超	2億円を 超えるもの	
適用区分工種区分	下記の率とする。	(3)の算定式より 率とする。ただ 下記による。	下記の率とする。	
	, 30	A	b	, •
小形水門設備	3. 68	350.05	-0. 2953	1.24
除塵設備	3. 77	170.04	-0. 2469	1.52
ダム管理設備	3. 62	70. 164	-0. 1922	1.78
トンネル非常用施設	3. 21	43. 530	-0.1690	1.72
車両重量計設備、車両計測設備	3. 55	25. 921	-0.1289	2. 21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4. 34	40. 425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備(単独工事に適用)	3. 68	350.05	-0. 2953	1. 24

(3) 算定式

 $Se = A \cdot P^b$

ただし Se :標準設計技術費率(%)

P : 対象額(円) A・b:変数値

(注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

現行のとおり

現 行

表	- 1	•	1 (0	標準-	一般	管理	費	等≥

13	1 10 保中 双百姓其守平
対 象 額	標準一般管理費等率
500万円以下	27.00 %
5 0 0 万円を超え 3 0 億円以下	G_1 =-2.9648Log (C_1) +46.862 ただし、 G_1 :標準一般管理費等率 (%) C_1 :対象額 (円)
30億円を超えるもの	18.76 %

(注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合 区 分	0%から5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1. 05	1. 04	1.03	1. 01	1.00

(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。

表-1・12 機器単体費補正係数

$$R = 1 - \frac{K}{1. 25}$$

ただし、R:機器単体費補正係数(小数)

K:工事原価に占める機器単体費の比率(小数)

(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・10 標準一般管理費等率

備考

	24.1 /24.2 = 24.4.1
対 象 額	標準一般管理費等率
500万円以下	26.17 %
500万円を超え 30億円以下	G ₁ =-1. 4357Log (C ₁) +35. 789 ただし、G ₁ :標準一般管理費等率 (%) C ₁ :対象額 (円)
30億円を超えるもの	22.18 %

(注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

現行のとおり

基準の解説

	令和4年度 機械設備積算基	準 第 [編第1章 -		
現行			改定	 備 考
第1章 一般共通				
[解] 1 製作原価				
1-1 直接製作費				
(1) 労務費				
機械設備製作工の定義は、下記のとおりとする。				
工場において機械設備の製作に従事する者で機械設備の を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行				
a. 原寸図の作成	プカ 関 相			
b. 原材料への罫書き				
c. 原材料の切断				
d. 部材の溶接 37. **** の				
e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工				
g. 部材及び製造物等の仕上げ加工				
h. 個々の部材等の組立及び仮組立(各種調整を含む)			
i. 電気部品の取付け、配線				
j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役				
K. 分裂作工性にわける神仅			777 (c.). 1. 10	
			現行のとおり	
				,

		現 行		改定	備者
[2 据 ²]	付工事原価				
	直接工事費				
	輸送費(修繕工事)				
		は、表 -1 及び表 -2 による。なお、こ	れにより難い場合は別途		
	責上げる。				
		, 当該工事における入札参加者等のうち	、輸送距離が最も近い製		
	作所在地とする。	切め立は亦更初め始の担人の熱光却占は	並同初約 フルニ初始 し		
	一	契約又は変更契約等の場合の輸送起点は	、削凹条約又は兀条約と		
Į+	コ こりる。				
	表— 1 修	繕工事輸送費(沖縄・離島を除く)			
法掛の適	用範囲は、100 <x×d 3<="" td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></x×d>				
	区分	輸送費[円]	「x」の定義		
	小プレートガーダ構造	TIM 22 X [17]	N. 17 /C4X		
	形ローラゲート				
	水プレートガーダ構造	-			
	門スライドゲート	(100 <x×d<1,500の場合)< td=""><td></td><td></td><td></td></x×d<1,500の場合)<>			
-	中 プレートガーダ構造	$y=83.9x\times D+51,000$			
	・ローラゲート				
可川用	大 プレートガーダ構造	(x×D≥1,500の場合)		現行のとおり	
く門設備	水角落しゲート	$y = 37.8x \times D + 116,000$			
	門 シェル構造ローラ				
	堰ゲート				
-	起				
	伏 起伏ゲート	投影面積10[m²/門]以上は「中・大形水門、			
	堰	」、10[m²/門]未満は「小形水門」に準ず	ර _ං		
	放 三方水密ラジアル				
	流ゲート				
	設 四方水密ラジアル				
	備ゲート	_	対象設備質量[t]		
	制四方水密ローラ		(適用範囲:		
	水ゲート	-	$100 < x \times D$)		
	設 四方水密スライド備 ゲート				
T T		$y=44.8x\times D+116,000$			
ダム用	大容量放流管	j 11. OA / D 110, 000			
く門設備	流 人谷重放流官				
	管(整流板のみ)	1			
	小容量放流管				

(つづく)

直線多段ゲート

小容量放流設備用ゲート

(100<x×D<1,500の場合) y=83.9x×D+51,000

(x×D≥1,500の場合) y=37.8x×D+116,000

設 円形多段ゲート 備

・バルブ

ゴム引布製起状ゲート設備

		現行		
			(つづき)	
X	分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	
揚排水ポンプ	固定機場 水中ポンプ (φ 400以上)	$y=50.7x\times D+104,000$		
設備	水中ポンプ (φ 400未満)	「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備	$y = 52.0x \times D + 145,000$		
ダム施工機械設備	岩	「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、 「放流管」、「取水設備」に準ずる。		
トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン	$y=91.4x\times D+124,000$		
トンネル非常用 施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$		
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管) 消雪設備 (ケーシング管・スト レーナ・揚水管) 融雪設備	_	対象設備質量[t] (適用範囲: 100 <x×d)< td=""></x×d)<>	
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)		$y=84.6x\times D+103,000$	100 < x < D)	
共同溝付帯設備		$y = 215x \times D + 69,000$]	
駐車場設備		_		
車両重量計設備	重量計	_]	
十四至重川以帰	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$		
道路用昇降設備		_		
	昇降設備 (エレベーター)	_		
ダム管理設備	流木止設備係船設備	$y=52.9x\times D+199,000$		
遠方監視操作制御設備		$y=22.8x\times D+99,000$	-	
鋼製付属設備		$y=33.6x\times D+46,000$	-	

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送 距離 [km] 、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。
 - 2. 各算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
 - 3. $0 < x \times D \le 100$ の場合は、表-2により算出するものとする。
 - 4. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。
 - 5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表 $-1 \cdot 5$ 新設工事輸送費にて算出を行うものとする。
 - 6. 算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。
 - 7. 新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水門設備、ダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。

現行のとおり

表-2 修繕工事輸送費(沖縄・離島を除く)

現 行

本歩掛の適用範囲は、0< x × D ≤ 100 とする。

区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義
全工種 (0< x×D≦100の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲:0< x × D ≤ 100)

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、 [D] は想定輸送距離 [km] 、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。

なお、輸送費[円]は1,000円未満を切り捨てるものとする。

- 2. 上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
- 3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表 $-1 \cdot 5$ 新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

(2) 材料費

- 1) 据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等は行わないものとする。
- 2) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。

ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として 計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。

なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上計上不要である。

(3) 直接労務費

機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。

現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。

なお、現場代理人もしくは主任技術者(監理技術者)としての業務を行う労働者、補助的 作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

- a. 据付基準線の芯出し罫書き
- b. 据付用架台等の仮設物設置
- c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定
- d. 部材の溶接
- e. 溶接材の歪み等の矯正
- f. 溶接部の仕上げ加工
- g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定
- h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み
- i. 個々の機器等の接続及び各種調整
- j. 機械設備における総合試運転調整
- k. 各据付工程における段取り

2-2 間接工事費

- (1) 共通仮設費
 - 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
 - 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 - 3) 河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
- (2) 現場管理費
 - 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
 - 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。

現行のとおり

3)	河川浄化設備の現場管理費率は、	揚排水ポンプ設備の率に準ずる。	_

- (3) 据付間接費
 - 1) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 - 2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

「解] 3 設計技術費

(1) 塗装工事(現場塗替え工事)は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕 の場合は、設計技術費を計上する。

現行

(2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

「解」4 一般管理費等

(1) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表一3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

(%)

表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正値
ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない

「解〕5 端数処理

- (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (4) 設計技術費の金額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。

「解〕6 材料費等の価格等の取扱い

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものと ける。

- (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に 110 分の 100 を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。
- (2) 材料費等

材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、各地方整備局(以下「局」という。)設定単価(局統一単価、県別単価、地区単価をいう。)、局特別調査単価(定期調査)、局特別調査単価(臨時調査)、物価資料(「建設物価」、「積算資料」をいう。)掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価(臨時調査)、見積りをもとに決定するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。

1) 局設定単価による場合

現行のとおり

		## # #
現る行	改定	備考
a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する		
単価である。		
2) 物価資料による場合		
a. 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格		
の平均値を採用する。		
ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。		
なお、適用時期は毎月とする。		
b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカ等が一般に公表している販売希		
望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。		
ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じ		
た(減じた)価格を積算に用いる単価とする。		
3) 局特別調査単価(定期調査)による場合		
a. 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)による		
ものとする。		
局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、		
通知する単価である。		
(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする		
資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決		
定するものである。)		
4) 1)、2)及び3)の方法により難い場合	現行のとおり	
a. 1)、2)及び3)の方法により難い場合は、局特別調査単価(臨時調査)として	が11のこれり	
本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。		
なお、局特別調査単価(臨時調査)は、各事務所において資材価格調査が必要な資		
材(1事務所のみにおいて必要なときも含む)について行うものとする。		
b. なお、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100万円未満の場合、		
かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能		
とする。		
また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。		
イ) 調達価格(材料単価×使用数量)が、100万円未満であるか100万円以上で		
あるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り		
(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査単価		
(100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行		
うものとする。		
なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上		
記判断を行うものとする。		
また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価か		
ら類推可能であれば、参考見積は不要とする。		
ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り		
有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。		
なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。		
ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。		
5) 価格変動が著しい場合		
主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。		
[解] 7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理		
費等の調整		
(1) 調整対象となる工事		
1) 調整対象となる工事 (イ) 用工事の拡工業者に関係された工業を対象となる工事		
(イ) 現工事の施工業者と随意契約方式で発注する工事とする。 ただし、トラに該来しない場合でもに記憶したでは実に記憶なびと表現場で建築工法に		
ただし、上記に該当しない場合でも仮設物(指定仮設物及び当該現場で積算工法上		
必然的に仮設せざるをえない仮設物)が共用出来る場合は、その部分のみについて調整する。		
進りる。		

	1編第1草一般共通【対比表】	
現 行	改 定	備す
(ロ) 繰越、国庫債務負担行為工事の取扱い		
現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は、全体工事を対象として調整する。		
2) 調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとし、その		
後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わ		
ない額で調整するものとする。		
なお、積算体系が異なる異種の工事は調整しない(仮設物が共用出来る場合はその部分		
のみ調整する)。		
2) 共通仮設費の調整計算について		
1) 積上げ計算部分は、実態に合わせて調整する。		
2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額		
に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の共通仮設費率を適用する。		
3) 率計算部分の調整計算の方法		
現工事と当該追加工事の共通仮設費を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を		
求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。		
(イ) 調整の一般式は、次のとおりとする。		
$A \leq (D \times \gamma_1) - B \times \gamma_2$		
A : 当該追加工事の共通仮設費		
A . ヨ 該 追加 工事 の 共通 収		
D : 合算工事の対象額		
γι: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率	現行のとおり	
γ₂:Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率		
ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合はゼロ円とみなし、追加工事		
に関する共通仮設費は計上しない。		
また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額と		
する。		
3) 現場管理費の調整計算の方法		
1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、		
現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。		
2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額		
に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の現場管理費率を適用する。 3) 調整の一般式は、次のとおりとする。		
新金の一板式は、次のとわりとする。 $A \leq (D \times \beta_1) - B \times \beta_2$		
A : 当該追加工事の現場管理費		
B:現工事の純工事費		
D :合算工事の対象額		
β_1 :Dに相当する主たる工種の現場管理費率		
β ₂ :Bに相当する現工事の工種の現場管理費率		
ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合はゼロ円とみなし、当該追加工		
事に関する現場管理費は計上しない。		
また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。		
4) 設計技術費の調整計算の方法		
設計技術費の積算に当っても、(3)現場管理費と同じ扱いとする。		
5) 一般管理費等の調整計算の方法		
現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、		
現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。		
$A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$		
A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持費等の費用を含む)		
B : 現工事の工事原価 (中正期间中の現場維持負等の負用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価		
C : 自該追加工事の調整後の工事原価D : 合算工事の工事原価		
αı:Dに相当する標準一般管理費等率		
α₂:Bに相当する標準一般管理費等率		

第一年 第二年 第一年 第一	
9 : D の機型性機能正低致 9 : B の機型性機能性 (備考
 5 : 前的Aをと記到合き、表面正确 現工事と添加工事の前外を交出到合き場合を認識 6 : 現工事の前外を支出可能とよる権利経験 6 : 現工事の前外を支出で開発とよる権利経験 一般事業等率に当該権工業係数素果して得た事は、小数点以下第3位を回輸五入して第2位上のとする。 (企上のとする。 (企上のとする。 (企上のとする。 (の一半状・対格・回摘工程域のものを建練(四一年度内)して同一業者に能意契約方式により別企工事として発出する場合は、製作工業について必要に定じ製作業による場所(四一年度円の製作を加えた場所)を行うものとする。 (な) 製作工業・ロス・(日本)・ を行うをのとする。 (な) 製作工業・ロス・(日本)・ では、同学規権・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工業・ (日本)・ /li>	
現工事と適加工事の前記を支出附合では東大学を開発する場合はBとCの加重率均による前 私会文田制合から求めた南正高校 る。: 理工学の前記を支出附合による権工係教 - 優性理論学等に当該権正係教を乗して得た事は、小数点以下第3位を包括五人して第2 位止めたする。 解】 8 連続発達工事における工業権下 同一形体・規格・同能工程息からのを課能(同一年度内)して同一業者に協立契約方式によ り別の工事として発せする場合は、製作工業について必要に応じ製作象による補非(同一年度 内の製作数を加えた補正)を行うものとする。 なお、近付工業については、同時期、現場、同等規格・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工業 - 海は上海の製作工業=V×(A+B)×α。 - Y×A×α。 Y・無準工業(1円又は16曲り工業) A:前1平の製作工業=V×(A+B)に対応する工業補正 ・ 海に加工事の製化 ・ 海には力能である工業補工 (2) 配作工業 製作工業と関域に補正する。 製作工業と同様に補正する。 類1 生 土土 - 単と機械関係と一体で発注する場合の機械設備 1 平の結算は、単製に一般管理費等ま で標算し、単純に十本工事と合質する。 なお、機能設備の計算制は、十本工事記費等の対象外とする。 第10 田基準で結算した1 年に設定基準で結算した1 年を通知する場合等の共通収設費、現場管理費、 記述技術費及び一般管理等の調整 よれまりを機能で制度した1 年に設定基準で結算した1 年を通知する場合等の共通収設費、現場管理費、 記述技術費及び一般管理を研算 に対する機能と対する場合の機能要 よれまりを規模に加工事の実施保証費 よれまりを規模に対する場合との対象を対する。 第10 田基準で結算した1 年に設定基準で制算 よれまりを規模と対象が対象を対象を対象を のように対象が対象を対象を対象を のように対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象を のように対象が対象が対象を のように対象が対象を のまるに対象を のまるに対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象が対象を のまるに対象が対象が対象を のまるに対象が対象が対象が対象を のまるに対象が対象を のまるに対象が対象が対象が対象を のまるに対象が対象が対象を のまるに対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	
お企業共列命からまから補工係数	
 A : 現1 中の前込金実刊割合による椅子係数 ・投手場置等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を回捨五人して第2位止めまする。 	
一般常理電等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を回捨五人して第2 位出めとする。 解】8 連絡発注上単に治ける上級補正 同一解状・規格・同雄工現場のものを連続(同一年度内)して同一業者に随意契約力式により 別途工事として発性する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補正(同一年度 内の契件数を加えな確認)を行うものとする。 なお、振行工数については、同時期・現場、同等規格・形式の場合のみ補正するものとする。 製作工数 ・迎加工事の製作工数・マン・ (A+B) × α:マ× A× α ェ ・ ソ ・ ・標準上数 (「門火は・台当り・数) ・ A ・前・手の攻撃(門火は・台当り・数) ・ A ・前・手の攻撃(門火は・台当り、数) ・ A ・前・手の攻撃(門火は・台級) B ・ 迎加工事の数量 ・ a ・ 数量 ALが応する「基補正 ・ 2 ン 影付上数 製作工数と同様に補正する。 第19 生木工事と機械設備を一体で発性する場合を ・ 本工事と機械設備を一体で発性する場合を ・ 本工事と機械設備を一体で発性する場合を ・ なお、機械設備の額算報は、土木工事経費等の対象外とする。 第10 目然等で頻繁した工事に改定必要で頻繁した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、 設計技術学及び一般可能更多の機能 ・ A ・当該地田工の大通信配費 B ・ 現工事の実通伝表費対象額 B ・ 現工事の共通伝表費対象額 B ・ 現工事の共通伝表費対象額 B ・ 男に日報与する改正形体による共通伝設費率 B ・ B に日本ラ本改正版解による共通伝設費率 B ・ B に日本ラ本改正版解による共通伝設費率 B ・ B に日本ラ本改正版解による共通伝設費率	
一般常理電等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を回捨五人して第2 位出めとする。 解】8 連絡発注上単に治ける上級補正 同一解状・規格・同雄工現場のものを連続(同一年度内)して同一業者に随意契約力式により 別途工事として発性する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補正(同一年度 内の契件数を加えな確認)を行うものとする。 なお、振行工数については、同時期・現場、同等規格・形式の場合のみ補正するものとする。 製作工数 ・迎加工事の製作工数・マン・ (A+B) × α:マ× A× α ェ ・ ソ ・ ・標準上数 (「門火は・台当り・数) ・ A ・前・手の攻撃(門火は・台当り・数) ・ A ・前・手の攻撃(門火は・台当り、数) ・ A ・前・手の攻撃(門火は・台級) B ・ 迎加工事の数量 ・ a ・ 数量 ALが応する「基補正 ・ 2 ン 影付上数 製作工数と同様に補正する。 第19 生木工事と機械設備を一体で発性する場合を ・ 本工事と機械設備を一体で発性する場合を ・ 本工事と機械設備を一体で発性する場合を ・ なお、機械設備の額算報は、土木工事経費等の対象外とする。 第10 目然等で頻繁した工事に改定必要で頻繁した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、 設計技術学及び一般可能更多の機能 ・ A ・当該地田工の大通信配費 B ・ 現工事の実通伝表費対象額 B ・ 現工事の共通伝表費対象額 B ・ 現工事の共通伝表費対象額 B ・ 男に日報与する改正形体による共通伝設費率 B ・ B に日本ラ本改正版解による共通伝設費率 B ・ B に日本ラ本改正版解による共通伝設費率 B ・ B に日本ラ本改正版解による共通伝設費率	
検 8 建統条件工事における工数補正	
第 8 達統発注工事における工教補正	
四一形状・規格・同館工程場のものを連続(四一年度内)して同一業者に随意契約力式により別途下車として発性する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補肝(同一年度 内の製件業を加えた権理)を行うものとする。 なお、場析工数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工数	
同一形状・規格・同館工現場のものを連続(同一年度内)して同一業者に随意契約力式により別途工事として発性する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補肥(同一年度内の製件数を加えた補助)を行うものとする。なお、据付工数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工数	
9 別途上事として発注する場合は、製作上数について必要に応じ製作数による補正(同一年度 内の製作数を加えた補正)を行うものとする。 とは、	
内の製作数を加えた補正)を行うものとする。 なお、揺行し数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工数 (1) 製作工数 (1) 対は 1 台当り工数)	
なお、提付工数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。 (1) 製作工数	
(1) 製作工数 (1門又は1合当り工数)	
追加工事の製作工数=Υ× (A+B) × α ₁ - Υ× A× α ₂ Υ : 標準工数 (1 門又は1 台当り工数) A : 前工事の数量 (門又は白数) B : 迫加工事の数量 α ₁ : 数量 (A+B) に対応する工数補正率 α ₂ : 数量 Aに対応する工数補正 (2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。 解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 解] 10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を迫加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 Λ ≦ D× β ₁ - B× β ₂ Λ : 当該迫加工事の共通仮設費 及 B : 現工事の共通仮設費 教額 D : 合算工事の共通仮設費 外象額 D : 合算工事の共通仮設費 外象額 β 1 : Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β 2 : Bに相当する改正基準による共通仮設費率	
Y : 標準工数 (1門又は1台当り工数) A : 前工事の数量 (門又は台数) B : 追加工事の数量	
A : 前工事の数量 (門又は台数) B : 追加工事の数量 α : 数量 (A+B) に対応する工数補正率 α : 数量 (A+B) に対応する工数補正 (2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。 解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。	
B : 追加工事の数量	
α 1 : 数量 (A + B) に対応する工数補正率 α 2 : 数量 Λ に対応する工数補正 (2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。 解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と含算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 解] 10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 Λ ≦ D × β ι ー B × β ε Α : 当該迫加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費 数額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β ι : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β 2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
α 1 : 数量 (A + B) に対応する工数補正率 α 2 : 数量 Λ に対応する工数補正 (2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。 解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と含算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 解] 10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 Λ ≦ D × β ι ー B × β ε Α : 当該迫加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費 数額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β ι : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β 2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
α2:数量Aに対応する工数補正 (2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。 解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 解] 10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式	
(2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。 解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 解] 10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 A ≦ D×β₁ − B×β。 A :当該追加工事の共通仮設費 B :現工事の共通仮設費対象額 D :合算工事の共通仮設費対象額 D :合算工事の共通仮設費対象額 β₁: Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β₂: Bに相当する改正基準による共通仮設費率	
製作工数と同様に補正する。 解 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合	
解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事を含算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 解]10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、 設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 A ≦D×β₁−B×β₂ A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 及₁: Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β₂: Bに相当する改正基準による共通仮設費率	
土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 [解]10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 A ≦ D × β 1 − B × β 2 A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β 1 : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β 2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
で積算し、単純に土木工事と合算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 [解]10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 A ≦ D × β 1 − B × β 2 A :当該追加工事の共通仮設費 B : 男工事の共通仮設費 B B : 現工事の共通仮設費 対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額	
なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。 [解]10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式	
[解]10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、 設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式	
設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 $A \le D \times \beta_1 - B \times \beta_2$ A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β_1 : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β_2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 A ≤ D × β₁ − B × β₂ A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β₁: Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β₂: Bに相当する改正基準による共通仮設費率 	
$A \le D \times \beta_1 - B \times \beta_2$ $A : 当該追加工事の共通仮設費$ $B : 現工事の共通仮設費対象額$ $D : 合算工事の共通仮設費対象額$ $\beta_1 : D に相当する改正基準による共通仮設費率$ $\beta_2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率$	
A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β_1 : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β_2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β_1 : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β_2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
D : 合算工事の共通仮設費対象額 β_1 : D に相当する改正基準による共通仮設費率 β_2 : B に相当する改正基準による共通仮設費率	
$eta_1: D$ に相当する改正基準による共通仮設費率 $eta_2: B$ に相当する改正基準による共通仮設費率	
β ₂ : Bに相当する改正基準による共通仮設費率	
(a) set III fee on the	
(2) 現場管理費	
現場管理費の積算に当っても、(1)共通仮設費と同じ扱いとする。	
(3) 設計技術費	
設計技術費の積算に当っても、(1)共通仮設費と同じ扱いとする。	
なお、現工事の設計技術費対象額は、改正基準による設計技術費対象費目により、算出す	
るものとする。	
(4) 一般管理費等	
$A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$	
A : 当該追加工事の一般管理費等	
B : 現工事の工事原価	
C : 当該追加工事の調整後の工事原価	
D : 合算工事の工事原価	
α ₁ :Dに相当する改正基準による一般管理費等率	

備考 現行 α₂: Bに相当する改正基準による一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値 γ₁: Dの機器単体費補正係数 γ₂: Bの機器単体費補正係数 δ1: 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 現行のとおり 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払 金支出割合から求めた補正係数 δ。: 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2 位止めとする。 (5) 設計変更について 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。 「解] 11 施工箇所が点在する工事の積算について 「解] 11 施工箇所が点在する工事の積算について 施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通 施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通 規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮 規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮 設費、現場管理費を箇所毎に算出する積算とする。 設費、現場管理費を箇所毎に算出する積算とする。 (1) 対象工事 (1) 対象工事 施工筒所が複数あり、施工筒所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。なお、 施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。なお、 通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これに 通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これに より難い場合は個別に考慮できる。 より難い場合は個別に考慮できる。 (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法 (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法 1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類す 1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類す 2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しな 2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しな ν₀) 3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。 4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。 4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。 5) 共通仮設費、現場管理費及び据付間接費については、施工箇所毎に算出した合計額とす 5) 共通仮設費、現場管理費及び据付間接費については、施工箇所毎に算出した合計額とす 6) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目 6) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目 のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。 のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。 7) 設計技術費及び一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(以下、「通常の 7) 設計技術費及び一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(以下、「通常の 積算」)と同様とする。 積算」)と同様とする。 なお、設計技術費及び一般管理費等算出時の共通仮設費率及び現場管理費率にかかる施 なお、一般管理費算出時の共通仮設費率及び現場管理費率にかかる施工地域を考慮した 補正等は、「親設計書」で設定した係数によるものとする。 工地域を考慮した補正等は、「親設計書」で設定した係数によるものとする。 8) 業務委託料は、「親設計書」に計上する。 8) 業務委託料は、「親設計書」に計上する。

		令和4年度 機械設備積	算基準 第 I 編 第	第1章 一般共通		***
57 1 1 1 1/2	現った	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			改定	備考
図ー1・1 施	工箇所が点在する場合の積算へ	メーシ				
<通常の積算> (通常の積算>(返A (②A+③A+④A)	<施工箇所ごとの積算> 親 子 1 子 2 ②A ②A ④A	<施工箇所点在用積算> 親 子 1 子 2 ②A ③A ④A				
	+ + + + + + (§B (§B)	+ (6)B (7)B (8)B				
	(6B	+ 				
遊D (銀D+銀D+銀D)	(BD) (BD)	®D ®D				
+ 共通仮設費 (功E	+ + + + + + (B)E (B)E (B)E	+ BE BE BE				
サー 現場管理費 ②F	+ + + + (3F)	+ @F @F @F				
+ 据付間接費	+ + + +	+ (2) G (2) G (2) G				
20H	# # # # @H @H	+ ②H				
+ 一般管理費等 ③1	+ + + +	# #				
間接労務費の算定 ⑤B: ①Aを対象額で算出	⑤B: ②Aを対象額で算出⑦B: ③Aを対象額で算出⑥B: ④Aを対象額で算出	⑤B*①B*⑥Bとする				
工場管理費の算定	⑩C:(②A+⑥B) を対象額で算出 ⑪C:(③A+⑦B) を対象額で算出 ⑫C:(④A+⑧B) を対象額で算出	10C+IDC+IDCとする				
共通仮設費の算定 ⑪E:⑭Dを対象額で算出	®E: 個Dを対象額で算出 ®E: 個Dを対象額で算出 ®E: 個Dを対象額で算出	®E+®E+ 愛 Eとする			現行のとおり	
現場管理費の算定 ②F:(③D+②E)を対象額で算出	②F:(⑭D+⑩E)を対象額で算出 ②F:(⑭D+⑪E)を対象額で算出 ③F:(⑲D+⑪E)を対象額で算出	@F+@F+@Fとする			المارية	
据付間接費の算定 ②G: ③Dを対象額で算出	③G: ⑭Dを対象額で算出 ②G: ⑮Dを対象額で算出 ③G: ⑯Dを対象額で算出	36+26+36≥ †5				
設計技術費の算定	 園目:(②A+⑤B+@C+@D+⑧E+忽F+⑧G)を対象額で算出 園目:(③A+⑦B+⑪C+⑮D+⑯E+忽F+忽G)を対象額で算出 図目:(④A+⑥B+⑫C+⑯D+⑩E+⑫F+宓G)を対象額で算出 	③H: (①A+⑤B+⑨C+⑥D+⑥E+⑥F+⑥G)を対象額で算出				
一般管理費等の算定 ⑮I:(①A+⑤B+⑪C+⑪D+⑪E+⑪F+郃F+郃G+⑭H)を対象額で算出	級I: (②A+⑤B+⑩C+級D+⑯E+②F+③G+⑪H)を対象額で算出 ՖH: (③A+⑦B+⑪C+⑥D+⑪E+③F+⑥G+⑪H)を対象額で算出 ՖH: (④A+⑤B+⑫C+⑩D+⑪E+⑭F+⑤G+⑫H)を対象額で算出	③I:(①A+⑤B+③C+③D+①E+②F+③G+③H)を対象額で算出				
本運用: (A地区(施 +(B地区(施	工事費+B市直接工事費+C町 施工箇所 a)直接工事費×間接 工箇所 b)直接工事費×間接 工箇所 c)直接工事費×間接 管理費等は通常どおり	費率)				
なお、同じ細別が、異なる 異なる単価で合意できるもの	とする。 分)、共通仮設費(率計上)、	のとする。 と確認したうえで、施工箇所毎に 現場管理費については、施工箇				
	箇所毎に判断する。 こ施工箇所を追加することがで 居付間接費を官積算額(変更認	きる。その場合は、直接工事費、 計時点単価)により積算するも				

	現行		改 定	備
	図-1・2 施工箇所が点在する場	号合の変更積算イメージ		
兼	<通常の変更積算> 析規箇所(A)が追加になった場合	<施工箇所点在用変更積算> 箇所(A:子3)が追加になった 親 子1 子2 子3		
直接製作費	①A' (②A' +③A' +④A') +A	②A' ③A' A		
間接労務費	+ ⑤B'	(©B' (©B' \\ B \\ B		
工場管理費	+ (9)c'	@c, @c, @c, c		
直接工事費	(((((((((((((((((((((((((((((((((((((((#D, (#D), (#D) D		
共通仮設費	⊕E, +	®E,		
見場管理費	+ @F'	# F BF' BF' F		
据付間接費	+ ③G'	88e, 8e, 8e, €		
投計技術費	+ ②H' +	+ @H'		
一般管理費等	®1'	@I'		
間接労務費の算定	⑤B': ①A'を対象額で算出	 ⑥B': ②A'を対象額で算出 ⑦B': ③A'を対象額で算出 ⑧B': ④A'を対象額で算出 B: A を対象額で算出 ⑥B'+⑦B'+⑧B'+B とする 	現行のとおり	
工場管理費の算定	⑨C': (①A'+⑤B')を対象額で算出	 ⑩C':(②A'+⑥B')を対象額で算出 ⑪C':(③A'+⑦B')を対象額で算出 ⑫C':(④A'+⑥B')を対象額で算出 C: A+Bを対象額で算出 ⑪C'+⑪C'+⑫C'+℃とする 		
共通仮設費の算定	⑪E': ⑬D'を対象額で算出	 ③E': ④D'を対象額で算出 ④E': ⑤D'を対象額で算出 ⑥E: ⑤D'を対象額で算出 ⑥E: ⑥D'を対象額で算出 ⑥E'+③E'+②E'+E とする 		
見場管理費の算定	②F': (③D'+①E')を対象額で算出	②F':(⑭D'+⑭E')を対象額で算出 ③F':(⑭D'+⑭E')を対象額で算出 ⑭F':(⑭D'+⑪E')を対象額で算出 F: D+Eを対象額で算出 ②F'+②F'+③F'+Fとする		
据付間接費の算定	⑤G':□D'を対象額で算出	③G': 風D'を対象額で算出 ②G': ⑤D'を対象額で算出 ③G': ⑥D'を対象額で算出 G: Dを対象額で算出 ③G'+②G'+②G'+Gとする		
役計技術費の算定	②H': (①A'+⑤B'+⑥C'+⑥D'+⑥E'+②F'+②G')を対象額で算出	❷H': (①A'+⑤B'+⑤C'+⑤D'+①E'+②F'+②G')を対象額で算出		
一般管理費等の算定	③I': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑪D'+⑰E'+②F'+②G'+❷H')を対象額で算出	③I': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑭D'+⑰E'+⑪F'+⑳F'+⊘G'+❷H')を対象額で算出		

第Ⅱ編 機械設備点檢・整備積算基準

第1章 一般共通

		一个工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	算基準 第Ⅱ編 第1草 一般共通	
	現行			改定備考
	第1章 一般共	Ĭ		
設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備等の点検・整備費積算に適用する。ここでいう点検・整備とは、点検要異音等を目視、聴診、触診、計測・測れている管理値との比較、分析**を行いするための考察を行うものである。(※オイル等の簡易的な分析等)また、上記設備の点検と同時に行う準によるものとし、それ以外の修理や替は、「第 I 編機械設備工事積算基準なお、小規模な修理や整備及び機能	備、トンネル換気 領等に基づいて、 定、管理運転等に い、点検表(記録 小規模な修理や整 整備(OH等)及 によるものとす によるもの定期	華工事の治水事業、道路事業等における機械 設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設 機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、 より異常、損傷の有無、点検要領等で定めら) にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資 (備及び機能保持のための定期整備は、この基 が改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取る。 (型整備とは、設備(又は施設)の機能保持のた に油脂、部品交換などの作業及びその整備記録		
2 点検・整備費の構成				明仁のしようか
		一材 料 費 補 助 材 料 費		現行のとおり
		一直接経費→機械経費 一特別経費 一方別経費 一直接労務費		
_	点 & • 整 備 原 価 -	—— 塗		
		— 進 搬 費 — 派 遣 費 — 共 通 仮 設 費 — 宿 泊 費 — 安 全 費		
「点検・整備価格→		上 技術管理費		
		一現場管理費		
点検・整備費一		└ 点検整備間接費		
	一般管理費等			
	技 術 調 査 費			
一 消 費 税 等 相 当 額				

現 行 備考 3 点検・整備費の費目 点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。 3 − 1 点検·整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現され る材料及び部品の費用である。 (部品の例) 潤滑油、作動油、各種軸受(ベアリング、ピローユニット等)、水密ゴム、 オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、 スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等 2) 補助材料費 設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則とし て設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。 (補助材料の例) 接着材料、ハンダ、油脂類(洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油 等の少量の油脂類は含む。)、くぎ、ウェス、サンドペーパ、筆塗程度の塗料等 (2) 直接経費 点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費、交通管理費に要 現行のとおり する費用である。 1) 水道光熱電力料 点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。 2) 機械経費 設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及 び仮設材の損料の合計額である。 3) 特別経費 点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。 4) 交通管理費 設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用である。 (3) 直接労務費 点検・整備に直接従事する作業者に対して支払われる賃金である。 (直接工の例) 点検整備工、普通作業員等 点検整備工…直接点検・整備に従事する工員 普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員 (4) 塗装費 点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。 (5) 共通仮設費 1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材(足場等)の運搬及び現場内における器材の運搬 に要する費用である。 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、 宿泊費、賃金、間接費である。 3) 宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。 4) 安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用であ

現 行	改 定	備
6) 現場管理費		
点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。		
「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、		
工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない水道光熱電力料、		
保険料、現場での交際費、雑費等		
7) 点検整備間接費		
点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者(管理技術者を含む)の給料、		
賞与及び諸手当、法定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、		
動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、		
事務用品費、雑費等		
- 2 一般管理費等		
「一般管理費(企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用)」及び「付加利益」		
である。		
「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、		
福利厚生費、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、		
保険料、減価償却費、動力用水光熱費、調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、		
契約保証費、雑費等 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、	現行のとおり	
内部留保金、支払利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等	2011 02 C 40 2	
7.10日本业、大路市心的为有、大路体配有、1000日来开食用等		
- 3 - 技術調査費		
点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日		
当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。		
- 4 消費税等相当額		
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。		
点検・整備費の積算		
点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。		
- 1 点検・整備原価		
1) 材料費		
1) 直接材料費		
(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。		
(ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。		
(ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するも		
のとする。 かお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする		
なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 2) 補助材料費		
(イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。		
(ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する		
労務費とする。		
補助材料費率は、表-1・1のとおりとする。		
l la companya di managantan		I

	機械影	设備名	補助材料費率					
	河川用	鋼製ゲート	4					
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	4					
/N1 1fX l/m	樋門樋管ゲート	1	3					
ダム用水門	設備		4					
揚排水ポン	プ設備		3					
トンネル	送(排)風機		2					
換気設備	ジェットファン		2					
非常用施設			2					
道路排水設	備		2					
消雪設備			2					
する。 直接経 () 基地 () 直接地 (z) 直接上げ () 直接上げ () の損料等	マは宿泊地から現場・整備に必要な各種 ・整備に必要な各種 貴率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。	は、次のとおりとする。 計間の移動等に要する連絡車等 計測機器。 とによるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等	等。 正に積上げるものとす			現行のとおり		
する。 直接 直接 直接 直積 高損 水値 は に に に に に に に に に に に に に	スは宿泊地から現場・整備に必要な各種 費率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。 光熱電力料及び特別 の費目別に見積書、 機械経費は、「請り のとする。	は、次のとおりとする。 計間の移動等に要する連絡車等 計測機器。 とによるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等	等。 正に積上げるものとす 等の損料等、及び仮設 料により決定するもの は「建設機械等賃料利	する。 対 (足場等) Dとする。		現(のとおり		
する。 直接 直接 直接 直積 高損 水値 は に に に に に に に に に に に に に	スは宿泊地から現場・整備に必要な各種 費率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。 光熱電力料及び特別 の費目別に見積書、 機械経費は、「請り のとする。	では、次のとおりとする。 計別機器。 によるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等 別経費。 実績価格、標準料金等の資 負工事機械経費積算要領」又	等。 正に積上げるものとす 等の損料等、及び仮設 料により決定するもの は「建設機械等賃料利	する。 対 (足場等) Dとする。		現(のとおり)		
する。 直接 直接 直接 直積 高損 水値 は に に に に に に に に に に に に に	スは宿泊地から現場・整備に必要な各種 費率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。 光熱電力料及び特別 の費目別に見積書、 機械経費は、「請り のとする。	では、次のとおりとする。 計別機器。 によるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等 別経費。 実績価格、標準料金等の資 負工事機械経費積算要領」又	等。 正に積上げるものとす 等の損料等、及び仮設 料により決定するもの は「建設機械等賃料利	する。 対 (足場等) Dとする。		現(の)とおり		
する。 直接 直接 直接 直積 高損 水値 は に に に に に に に に に に に に に	スは宿泊地から現場・整備に必要な各種 費率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。 光熱電力料及び特別 の費目別に見積書、 機械経費は、「請り のとする。	では、次のとおりとする。 計別機器。 によるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等 別経費。 実績価格、標準料金等の資 負工事機械経費積算要領」又	等。 正に積上げるものとす 等の損料等、及び仮設 料により決定するもの は「建設機械等賃料利	する。 対 (足場等) Dとする。		現行のとおり		
する。 直接 直接 直接 直積 高損 水値 は に に に に に に に に に に に に に	スは宿泊地から現場・整備に必要な各種 費率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。 光熱電力料及び特別 の費目別に見積書、 機械経費は、「請り のとする。	では、次のとおりとする。 計別機器。 によるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等 別経費。 実績価格、標準料金等の資 負工事機械経費積算要領」又	等。 正に積上げるものとす 等の損料等、及び仮設 料により決定するもの は「建設機械等賃料利	する。 対 (足場等) Dとする。		現行のとおり		
する。 直接 直接 直接 直積 高損 水値 は に に に に に に に に に に に に に	スは宿泊地から現場・整備に必要な各種 費率は、表ー1・2 こよる直接経費は、 業車、発動発電機 とする。 光熱電力料及び特別 の費目別に見積書、 機械経費は、「請り のとする。	では、次のとおりとする。 計別機器。 によるものとする。 次のとおりとし必要額を適 (排出ガス対策型)、洗浄機等 別経費。 実績価格、標準料金等の資 負工事機械経費積算要領」又	等。 正に積上げるものとす 等の損料等、及び仮設 料により決定するもの は「建設機械等賃料利	する。 対 (足場等) Dとする。		現行のとおり		

	表一	1・2 直接経費率	(%)	
	機械設備名			
	河川用	鋼製ゲート	8	
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	8	
71.1 1BV NIII	樋門樋管ゲート		1 0	
ダム用水門詞	· 设備		8	
揚排水ポンプ	プ設備		7	
トンネル	送(排)風機		1 5	
換気設備	ジェットファン		1 5	
非常用施設	非常用施設			
道路排水設備	道路排水設備			
沙 曼凯伊	井戸・取水施設・	ポンプ及び電気設備	4	
消雪設備	散水配管		2 3	

現 行

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。
- 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。
- 3) 点検整備工の賃金は、公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。

普通作業員の賃金は、各地整統一単価を適用する。

- 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。
- (イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域)における冬期屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

(4) 塗装費

- 1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m³当りの単価)とする。
- 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。
- 3) 塗装面積1 m³当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

(5) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。
- 2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。

対象額 = 直接点検・整備費+ (無償貸付機械等評価額+支給品費)

共通仮設費(率分) = 対象額×共通仮設費率

ただし、共通仮設費率は、表-1・3によるものとする。

直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。

現行のとおり

3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設 費率を採用し、設備毎の共通仮設費(率分)を単純合算するものとする。

表-1・3 共通仮設費率

現行

(%)

	14 1	X 1 3 共進队队員平		
	機械設備名			
	河川用	鋼製ゲート	1 9	
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	1 9	
77.1 319.2 113	樋門樋管ゲート		2 0	
ダム用水門割	9備		1 9	
揚排水ポンプ	プ設備		2 1	
トンネル	送(排)風機		1 6	
換気設備	1		3 9	
非常用施設	非常用施設			
道路排水設備	Ħ		3 5	

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算 するものとする。

- 5) 派遣費
- (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
- (ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2 級相当額を標準とする。
- (ハ) 賃金は、(3)によるものとする。
- (二) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、 表 $-1 \cdot 5$ のとおりとする。
- 6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。

ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用 する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

- 7) 安全費
- (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
 - a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
 - b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
 - c 安全委員会等に要する費用。
- d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類 の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

現行のとおり

(口)	積上げによる安全費は、	次のとおりとし、	現場状況を適確に把握し必要額を適正に
	積上げるものとする。		

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

現 行

- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
- b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
- c 粉塵作業の予防に要する費用。
- d 高圧作業の予防に要する費用。
- e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。
- f バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用。
- g その他現場条件等により積上げを要する費用。

8) 技術管理費

- (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。
 - a 点検・整備における工程管理に要する費用。
 - b 点検・整備における出来形管理に要する費用。
 - c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用。
 - d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
 - e その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。
- (ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上 げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

(6) 現場管理費

- 1) 現場管理費の積算は、(純点検・整備費)×(現場管理費率)とする。
- 2) 純点検・整備費とは、〔材料費+直接経費+直接労務費+塗装費+共通仮設費(派遣費を除く)〕とする。
- 3) 現場管理費率は、表-1・4によるものとする。

表-1・4 現場管理費率

純点検・整備費	現場管理費率
300万円以下	20.21%
300万円を超えるもの	J=51.89N ^{-0.06322} ただし、J:現場管理費率 N:純点検・整備費(円)

(注) 「は小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

(7) 点検整備間接費

- 1) 点検整備間接費の積算は、(点検整備工費)×(点検整備間接費率)とする。
- 2) 点検整備間接費率は、表-1・5のとおりとする。
- 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は、設備毎の 点検整備間接費率を採用し、設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。

現行のとおり

備考

8) 技術管理費

- (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。
 - a 点検・整備における工程管理に要する費用。
 - b 点検・整備における出来形管理に要する費用。
 - c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用。
 - d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
- e 情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)
- f その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。
- (ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上 げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

現行のとおり

		- 10	
	表-	- 1 ・ 5 点検整備間接費率	(%)
	機械設備	情 名	点検整備間接費率
河川用	河川用	鋼製ゲート	1 1 0
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	1 1 0
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	樋門樋管ゲート		1 0 0
ダム用水門部	设備		1 1 0
揚排水ポンプ	プ設備		1 6 0
トンネル換気	、設備・非常用施設		1 6 0
道路排水設備	前		1 0 0

現 行

4-2 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。
 - 1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。

表-1・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)

点検・整備原価	標準一般管理費等率							
50万円以下	25.55%							
	G=-0.7402Log(C)+29.76 ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(円)							

(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。
- (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
- (3) 間接費は、「4-1(7)点検整備間接費」に準ずるものとする。
- (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

4-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

4-5 支給品の取扱い

- (1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。
- (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次による。
 - 1) 直接材料は、全額を現場管理費算定の対象とする。
- (3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。

現行のとおり

		現行			改 定	
各間接費	等の項目別対象表	₹				
	表-1	 7 各間接費等 	の項目別対象表			
項	目	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等		
材料費		0	0	0		
直接経費		0	0	0		
直接労務費	鸟	0	0	0		
塗装費		0	0	0		
共 通	派遣費	_	×	0		
仮設費	派遣費以外	_	0	0		
現場管理費	· ·	_	_	0		
点検整備間	引接費 	_	×	0		
支給品費	直接材料	0	0	×		
無償貸付榜	後械等評価額	0	0	×	現行のとおり	
	対象とする					
× :	対象としない					

機械設備積算基準

(正 誤 表)

令和4年2月

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

機械設備積算基準

※ 以下の工種のうち、訂正のある工種について、正誤表を添付する。

工種名	訂正の	の有無
第 I 編 機械設備工事積算基準	有り	無し
第1章 一般共通		0
第2章 水門設備		0
第1 河川用水門設備		0
第2 ダム用水門設備	0	
第3章 ゴム引布製起伏堰ゲート設備		0
第4章 揚排水ポンプ設備		0
第1 揚排水ポンプ設備	0	
第2 コラム形水中ポンプ設備		0
第3 除塵設備		0
第5章 ダム施工機械設備		0
第6章 トンネル換気設備		0
第1 ジェットファン設備		0
第2 送風機設備		0
第7章 トンネル非常用施設		0
第8章 消融雪設備	0	
第9章 道路排水設備		0
第10章 共同溝付帯設備		0
第11章 駐車場設備		0
第1 自走式駐車場設備		0
第2 機械式駐車場設備		0
第12章 車両重量計設備		0
第13章 車両計測設備		0
第14章 道路用昇降設備		0
第15章 ダム管理設備		0

T # 4	改定	の有無
工 種 名 	有り	無し
第 16 章 遠方監視操作制御設備		0
第17章 河川浄化設備		0
第 18 章 鋼製付属設備		0
第19章 塗 装		0
	ı	
工種名	改定位	の有無
第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準	有り	無し
第1章 一般共通		0
第2章 水門設備		0
第3章 揚排水ポンプ設備		0
第1 揚排水ポンプ設備		0
第2 コラム形水中ポンプ設備		0
第4章 トンネル換気設備・非常用施設		0
第5章 道路排水設備		0
第6章 消融雪設備		0
	-1.L	- 1.5
工 種 名		の有無
第Ⅲ編 機械設備設計業務委託積算基準	有り	無し
第1章 一般共通		0
第2章 水門設備		0
第3章 揚排水ポンプ設備		0
第4章 ダム施工機械設備		0
第5章 トンネル換気設備・非常用施設		0
第6章 消融雪設備		0

		改定の	の有無
	上	有り	無し
第7章	道路排水設備		0
第8章	共同溝付帯設備		0
第9章	遠方監視操作制御設備		0

第 I 編 機械設備工事積算基準



令和4年度 機械設備積算基準 第 [編 第2章 水門設備 【正誤表】

	(図-11参照)								(図―11参照)						
A C A A A	χ:体積(m³) [χの適用範囲;4m³~240m³] (ヾ ルマウススム端高×ヾ ルマウスメム端幅+ベルマウスメጲ端高×ベルマウスメጲ端陶/2×ベルマウスメキム距離 「ベルマウス斜距離」の定義:ダム・堰施設技術基準(案)P507表3. 1.3-11こよる」	ダム・堰施設技術基準(案) 表3.1.2-1 ベルマウス形状 (抜粋) 54 と・1 でルマウス形状 (抜粋) 54 と・1 でルマウス形状 (新枠)	形状 a/D b/D mm.	+ \frac{\frac{1}{2}}{p_5}	1 1.5	 (ベルマウス斜距離計算例> [例 No.1、No.6 の場合] ベルマウス終端部高さ D=6m のとき 上表より a/D=1 のため ベルマウス終端部高さ D=6m のとき ベルマウス終端部高さ D=6m のとき よまより a/D=0.6 のため にフウス斜距離 a=D×0.6=3.6m 		x の 定 議	 X: (本積 (m³) (x) かみが始端届 + x m³~240m³] (x) ルウスが始端高 x x ルウス終端高 x x ルウス終端間 / 2 x x ルプス終出語 / 2 x x ルプンス終出語 / 2 x x ルプンス終出語 / 2 x x を x x x x x x x x x x x x x x x x	ダム・堰施設技術基準(案) 表3.1.2-1 ベルマウス形状(抜粋) 種別 No. ペルマウス形状 形面 No. a/D b/D	0. 75 0. 6 0. 5	2a:長径 矩形 6 1 1/3 2b:短径 7 0.6 0.2 8 1 0.25 9 1 0.25 10 1 0.55	1.5	(ベルマウス斜距離計算例> [例 No.1、No.6の場合] ベルマウス終端的高さ D-6m のとき エ表より a/D-1 のため ベルマウス終端的高さ D-6m ベルマウス終端的高さ D-6m のとき エ表より a/D-0.6 のため ベルマウス料距離 a-D×0.6-3.6m	訂正
74-74-4-71-38-4-81	y=5. 94 x +223						標準製作工数算定要領	標準製作工数算定式	y=5. 94 x +223						
2	ベルマウス部						9 標準製作工		ベルマウス部						
77611.1	大容量放流管							デート形式	大容量放流管						



	 71- 11- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
現 行	改定

第1 揚排水ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、用水、揚排水を目的としたポンプ設備の製作・据付けに適用する。ただし、道路排水 用ポンプ、深井戸ポンプ、水替等に使用する仮設ポンプには適用出来ない。

第 I 編 第 4 章 揚排水ポンプ設備

1-1 区分及び構成

ポンプ設備の設備区分及び標準構成は、表-4・1のとおりとする。

表-4・1 設備区分及び標準構成

	表	ー4・1 設備区分及び標準構成
設備区分		標 準 構 成
主ポンプ設備	主ポンプ、主配	2管、吐出弁、逆流防止弁、潤滑水装置、軸封水装置、満水装置
主ポンプ駆動装置	主原動機	電動機、内燃機関、ガスタービン、冷却装置 (ラジエータ・熱交 換機等)、消音器
	動力伝達装置	減速機、軸継手、クラッチ等
	燃料系統	燃料貯油槽(地下・屋外・屋内タンク)、燃料小出槽、燃料移送 ポンプ、配管、弁
	給水系統	冷却装置(管内クーラー・クーリングタワー等)、冷却水槽(膨 張タンク・高架水槽)、冷却水ポンプ、潤滑・軸封水ポンプ、ス トレーナー、配管、弁、取水装置
系統機器設備	始動空気系統	空気圧縮機、始動空気槽、配管、弁、蓄電池、充電器
	呼水系統	真空ポンプ、配管、弁
	給油系統	潤滑油ポンプ、配管、弁
	給排気系統	換気ファン、ダクト
	自家発電設備	発電機盤、原動機、発電機
電池供	受変電設備	受電盤、変圧器盤
電源設備	直流電源設備	直流電源盤、蓄電池
	無停電電源装置	
監視操作制御設備		御設備、中央監視操作盤、機側操作盤、補助継電器盤(又はPL 機制御盤、系統機器盤、運転支援装置、CCTV設備、 ご計・流量計等)
付属設備	天井クレーン	

(注) 上表中の標準構成は、ポンプ形式や設備規模等によって省略される場合がある。

1-2 適用条件

(1) ポンプ吐出量及び全揚程

この基準が適用出来るポンプ形式、ポンプ吐出量及び全揚程範囲は、表 $-4 \cdot 2$ を標準とする。

現行のとおり

						令和4	年度	機械設備積	車基準	第	I編3	第4章	揚	排水オ	ペンプ設	備【正	誤表】			
			現												改	_				備考
				上出量と全																
ポン	プ形式		ポンプ吐	出量(m³/	min)	全揚	程(m)													
横軸軸流ポンプ	γ°		1 2 超	~ 60	0以下		5以下													
横軸斜流ポンプ	r°		1 2 超	~ 60	0以下		8以下													
立軸軸流ポンプ	(一床	式)	1 2超	~ 32	5以下		5以下													
11年11年11月11日 クリ	(二床	式)	1 2超	~ 60	0以下		5以下													
	,(一床	式)	1 2超	~ 32	5以下	2	20以下													
立軸斜流ポンプ	(二床	式)	1 2 超	~ 85	0以下	2	20以下													
横軸渦巻ポンプ	r°		0. 1超	<u>2</u> 0	0以下	1 4	10以下													
立軸渦巻ポンプ	プ (斜流)		3. 0趙	<u>∃</u> ~ 20	0以下	3	30以下													
水中ポンプ(固	固定・着脱)	0. 1超	<u>2</u> ~ 9	0以下	4	10以下													
4. 立軸車 ーズピッ 5. 横軸門 る。 6. 水中 でには返 7. この は適用出 (2) ポンプ吐出	曲流・巻。 ・光が、 ・光が、 ・光が、 ・光が、 ・光が、 ・光が、 ・光が、 ・光が、	ポンプ(場の ボンプは 場工 が ンプ い。 N S 範設 間が の にの の にの の にの にの にの にの にの に	一本作事 送出 流 標準は、 で で ボール で で ボール で が か か か か か か か か か か か か か か か か か か	末式)の96 第月出 第月出 第日の 第日の 第日の 第日の 第日の 第日の 第一日の	及込形状が い。 と形式でポ な と形式及び 費に適用で 身鉄製の場 は来るが、	コンクリ ンプ吸込・ する。 し 翼 が 範 囲 min)	ートケー 量が 1 2 ボ 3 ラ ンプ 等 の	票準とする。 シング (クロ (m³/min) 超 (ンプに適用す 脱式水中ポン 特殊ポンプに は、表-4・							現行のと	おり				
全形式(横軸渦巻形				, , ,	1 "		以下を除	:く) に適用												
ポンプ実吐出量	12超	23超	36超	50超	70超	90超	115超	150超												
範囲 (m³/min)	23以下	36以下	50以下	70以下	90以下	115以下	150以下	200以下												
ポンプ吐出量標準 値 (m³/min)	20	31	44	60	79	100	124	181												
ポンプロ径 (mm)	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200												
								_ 												
ポンプ実吐出量	200超	255超	325超	400超	480超	600超	740超													
範囲 (m³/min)	255以下	325以下	400以下	480以下	600以下	740以下	850以下	4												
ポンプ吐出量標準																				

233

1, 350

 (m^3/min) ポンプロ径 (mm) 360

1,650

291

1,500

434

1,800 2,000

543

664

2, 200

799

2,400

横軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量 36.0m3/min 以下に適用											
ポンプ実吐出量	0.10超	0.20超	0.35超	0.45超	0.70超	1.20超	1.80超				
範囲 (m³/min)	0.20以下	0.35以下	0.45以下	0.70以下	1.20以下	1.80以下	3.00以下				
ポンプ吐出量標準											
値	0.2	0.3	0.4	0.6	0.9	1.4	2.1				
(m^3/min)											
ポンプロ径 (mm)	40	50	65	80	100	125	150				

現 行

ポンプ実吐出量	3.0超	5.0超	8.0超	12.0超	18.0超	23.0超	28.0超
範囲 (m³/min)	5.0以下	8.0以下	12.0以下	18.0以下	23.0以下	28.0以下	36.0以下
ポンプ吐出量標準							
値	4	7	10	15	20	25	31
(m^3/min)							
ポンプロ径 (mm)	200	250	300	350	400	450	500

2 直接製作費

2-1 材料費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 主要部材費 + 副部材費 + 部品費 + 補助材料費

- (2) 主要部材費
- 1) 主要部材費の積算は、次式による。

主要部材費 $(円/式) = \Sigma$ {各主要部材所要量 $(Kg/式) \times$ 各主要部材単価(円/kg)} 各主要部材所要量 $(Kg/式) = 標準ポンプ全部材所要量<math>(Kg/台) \times$

各部材別構成率(%)

なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-4・4のとおりとする。 標準ポンプ全部材所要量は、(6)項による。

表-4・4 主要部材の範囲

区	分	主要部材の範囲(所要量を積上げる部材)
横軸軸流ポンプ	ポンプ本体	ケーシング(上部・下部・吸込・点検穴カバー・ポンプ脚)、 羽根車(羽根・ハブ)、主軸
横軸斜流ポンプ	ポンプ本体	ケーシング (上部・下部・吸込・点検穴カバー・ポンプ脚)、 羽根車 (羽根・ハブ)、主軸
立軸軸流ポンプ (一床式)	ポンプ本体	ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、 羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸)
立軸軸流ポンプ (二床式)	ポンプ本体	ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、 羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸)
立軸斜流ポンプ (一床式)	ポンプ本体	ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、 羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸)
立軸斜流ポンプ (二床式)	ポンプ本体	ケーシング (吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、 羽根車 (羽根・ハブ)、主軸 (上部軸・下部軸)
横軸渦巻ポンプ (両吸込)	ポンプ本体	ケーシング、羽根車、主軸
フラップ弁	弁本体	フラップ弁 (弁胴・弁体・弁棒)
立軸軸流・斜流ポンプ原 動機(減速機)架台	架台本体	原動機(減速機)架台(脚材・桁材・対傾材・床材・補助材)

2) 主要部材単価は、「第 I 編 第 4 章 揚排水ポンプ設備」直接材料費に準じる。

現行のとおり

(3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。

副部材費 = 主要部材費 × 副部材費率(%)

なお、各区分毎の副部材の品目は、表 $-4\cdot 5$ のとおりとする。また、副部材費率は、表 $-4\cdot 6$ による。

表-4・5 副部材の品目

現 行

スリーブ(パッキン部・水中軸受部)、水切りつば、ケーシングライナー、パッキン押え、封水リング、羽根キー、ライナーリング、中間軸継手、パッキン箱、軸受支え、ソールプレート、横軸渦巻ポンプの架台(共通ベット含む)等

表-4・6 副部材費率 (%)

区	分	副部材費率
横軸軸流ポンプ		5 0
横軸斜流ポンプ		5. 0
立軸軸流ポンプ	(一床式)	
	(二床式)	6. 0
	(一床式)	0. 0
立 押 赤 行 ル ハ ン ノ	(二床式)	
横軸渦巻ポンプ(両	丽吸込)	12.0
フラップ弁		3. 0
立軸軸流・斜流ポン (減速機) 架台	プ原動機	0. 0

(4) 部品費

部品費の積算は、次式による。

部品費 = 主要部材費 × 部品費率 (%)

なお、部品費率に含まれる部品の品目は、表 $-4\cdot7$ のとおりとする。また、部品費率は、表 $-4\cdot8$ による。

表-4・7 部品の品目

区 分	部 品 の 品 目
ポンプ本体	水中軸受・玉軸受類(セラミック軸受・無給水軸封装置及び節水型軸 封装置は除く)、軸継手、パッキン(Oリング・グランド)、羽根車 ナット、ボルト・ナット、圧力計、連成計、満水検知器、各種スイッ チ、各種リレー等
主配管(吸込管・吐出管)	パッキン(Oリング)、ボルト・ナット等
フラップ弁	水密ゴム、ボルト・ナット等
立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台	ボルト・ナット等

現行のとおり

			令和4年原	医 機械設備 和	基準 第	┆ [編 第4章	重 揚排水ポン	プ設備	【正誤表】	
		現行						改 定		備考
±2.√-2°	m×- 1'	表一4・8 部品費率	/ 世	±.						
ポンプ形式			備	考 						
横軸軸流ポンプ		$Y = 0.00012 X^2 - 0.1541 X + 76.8$								
立軸軸流ポンプ (立軸斜流ポンプ (横軸渦巻ポンプ (両9		$Y = 0.00008 X^2 - 0.1027 X + 43.5$		- 0.6						
	(一床式)		吸込管、吐出管 部品及び立軸軸							
	(二床式)	$Y = 0.00004 X^{2} - 0.0514 X + 59.7$) 架台の部品を						
立軸斜流ポンプ	(一床式)	$Y = 0.00028 X^2 - 0.2033 X + 51.8$	含む。							
横軸渦巻ポンプ(両吸 フラップ弁 Z軸軸流・斜流ポンフ	(二床式)	$Y = 0.00002 X^2 - 0.0433 X + 53.7$								
横軸渦巻ポンプ	(両吸込)	$Y = 0.00084 X^2 - 0.4100 X + 65.8$								
フラップ弁		ポンプ部品費に含む。								
,	ポンプ原動機	ポンプ部品費に含む。								
補 なお、 材料費率	が料費の積算が 助材料費 = 補助材料費。 選は、表ー4	は、次式による。 = (主要部材費 + 副部材費) × 補率に含まれる補助材料の品目は、表ー・10による。 表-4・9 補助材料の品目	4・9のとおりと							
接着材料及び		・斜流ポンプ原動機(減速機)架台・ス	/ ブツノ井の工場!	変表の室科、						
		表-4・10 補助材料費率 (%)							
		補助材料費率 4								
標準標	揚排水ポンフ 準揚排水ポン G:ポンフ gk:立軸朝 Kh:横軸渦 Kk:標準ホ	プ部材所要量(ポンプ本体) プの各部材所要量は、次式による。 プ名主要部材所要量(y)= (G + プ形式区分毎1台当りの標準ポンプ全部 油流・斜流ポンプのコラム長による補正 日巻ポンプ(両吸込)の場合の全揚程に ポンプの部材別(ケーシング・羽根車・ 『材所要量(G)	材所要量(kg/ 質量(kg) よる質量補正係数	/ 台) 牧						

標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。

表-4・11 標準揚排水ポンプ全部材所要量(G)									
ポンプ形	式	全部材所要量算定式	備	考					
横軸軸流ポンプ		$G = 0.0080 X^2 + 32.774 X + 110.6$							
横軸斜流ポンプ		$G = 0.0087 X^2 + 47.359 X - 85.64$							
立軸軸流ポンプ	(一床式)	$G = -0.0568 X^2 + 72.378 X + 282.17$							
立 平田平田(加 ハ ン ノ	(二床式)	$G = -0.0245 X^2 + 66.128 X + 553.98$							
立軸斜流ポンプ	(一床式)	$G = -0.0265 X^2 + 68.064 X + 784.84$							
14年間が行用 ハン ノ	(二床式)	$G = -0.0019 X^2 + 65.029 X + 1,333.18$							

現行

(注) 1. 上表中のGは標準ポンプ全部材所要量(k g / 台)、 $X はポンプ吐出量 (<math>m^3 / min$) であり、ポンプ吐出量 (m^3 / min) 標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。

横軸渦巻ポンプ(両吸込)

2. 上記の標準ポンプ全部材所要量(主要部材所要量+副部材所要量)の内容は以下のとおりである。

 $G = -0.0955 X^2 + 99.949 X + 97.84$

- (1) 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) は、据付床面から吸込ベルマウス下端 (コラム長) までを 4.0 m (ポンプ吐出量 480 m³/min 超は 4.5 m) を標準とする。
- (2) 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のスラスト力支持方式は、ポンプ支持又は減速機 (原動機) 支持とする。
- (3) 横軸軸流・斜流ポンプ、立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) には、ポンプ用 架台を含むが、原動機用架台及び減速機架台は含まない。
- (4) 横軸渦巻ポンプ (両吸込) には、ポンプ架台又は原動機共通架台を含む。
- (5) 横軸渦巻ポンプ (両吸込) には、カップリング兼用型フライホイールは含むが、 専用フライホイールは含まない。
- (6) 横軸渦巻ポンプ (両吸込) は、全揚程50mまでのポンプ全部材所要量である。 全揚程が50mを超えるポンプは、質量補正係数 (Kh) により補正する。
- 3. ポンプ主要部材の材質は、表-4・12を標準とする。

表-4・12 ポンプ主要部材の標準材質

ポンプ形式	ケーシング	羽根車	主軸
横軸軸流ポンプ	FC	CAC·SC·SCS	$SUS \cdot S - C$
横軸斜流ポンプ	FC	CAC·SC·SCS	$SUS \cdot S - C$
立軸軸流ポンプ (一床・二床式)	F C	CAC·SC·SCS	sus·s-c
立軸斜流ポンプ (一床・二床式)	F C	CAC·SC·SCS	sus·s-c
横軸渦巻ポンプ (両吸込)	FC·FCD	CAC·SC·SCS	S-C

- (注) ポンプを構成する材料に特殊材料を用いた場合は、特殊材料の単価を計上し、部材所要量の 補正は行わない。
 - 2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(gk) 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のコラム長による補正質量(gk) は、次式に よる。なお、コラム単位質量は、表-4・13を標準とする。
 - 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(gk)
 - = {立軸軸流・斜流ポンプのコラム長 (m)
 - $-4.0\,\mathrm{m}$ (ポンプ吐出量 $4.8\,\mathrm{0\,m^3/min}$ 以下は、 $4.5\,\mathrm{m}$) $\}$ ×コラム単位質量 (kg/m)

現行のとおり

2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(gk)

立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)のコラム長による補正質量(gk)は、次式による。なお、コラム単位質量は、表 $-4 \cdot 13$ を標準とする。

立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量(gk)

- = {立軸軸流・斜流ポンプのコラム長 (m)
- -4.0 m (ポンプ吐出量 4 8 0 m³/min 超は、4.5 m) } ×コラム単位質量 (k g/m)

訂正

表	- 4 ・ 1 3 コラム単位質量	(k g/m)
ポンプ形式	コラム単位質量算定式	備考
立軸軸流ポンプ(一床・二床式)	コラム単位質量=-0.0011 X ² +5.1977 X+151.8	

現 行

- (注) 1. 上表中のXはポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表-4・3を適用する。
 - 2. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のコラム長は、据付床面から吸込ベルマウス下端までの長さが $4.0 \,\mathrm{m}$ (ポンプ吐出量 $4.80 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{min}$ 以上は $4.5 \,\mathrm{m}$) を標準とし、標準と異なる場合には、 $\pm 0.1 \,\mathrm{m}$ 単位 (小数点第 2 位切り捨て) で補正する。
 - 3. コラム単位質量には、揚水管質量、主軸質量、中間軸受及び軸継手質量を含んでいる。
 - 4. 高NS・高流速ポンプの場合は、表 $-4 \cdot 13$ コラム単位質量で求めた質量に0.94を乗じた質量を補正質量とする。
 - 3) 横軸渦巻ポンプ (両吸込) の全揚程による質量補正係数 (Kh) 横軸渦巻ポンプ (両吸込) の全揚程が50mを超え140mまでの場合の補正係数 (Kh) は、次式を標準とする。なお、全揚程が50m以下の場合は補正しない。 Kh = H^{0.18}-1.02

Kh: 横軸渦巻ポンプ (両吸込) の全揚程による質量補正係数 H: ポンプ全揚程 (m) (50mを超え140m以下)

4) 標準ポンプ部材別構成率 (Kk) 標準ポンプ全部材所要量の部材別構成率 (Kk) は、表-4・14を標準とする。

€-4 · 1 4	標準ポンプ部材別構成率	(K k)	(%)

衣一4・14 候準ホンノ部材別傳成率(K K) (%)									
	部材名	=	<u> </u>	副部材 構成率	計				
ポンプ形式		ケーシング 羽根車 主軸		副 部 材	рΙ				
横軸軸流は	ポンプ	74. 4	8. 3	8. 7	8.6	100.0			
横軸斜流は	ポンプ	72. 9	9. 0	9. 1	9. 0	100.0			
	(一床式)	81. 3	3. 3	6. 9	8. 5	100.0			
立軸軸流		(73. 2)	(2. 9)	(6. 9)	(8.5)	(91. 5)			
ポンプ	(二床式)	79. 3	3. 9	7. 4	9. 4	100.0			
		(71.4)	(3.4)	(7.4)	(9.4)	(91. 6)			
	(一床式)	78. 9	4. 5	7.8	8.8	100.0			
立軸斜流		(71.0)	(4. 0)	(7.8)	(8.8)	(91.6)			
ポンプ	(- + +)	76.8	5. 5	8. 5	9. 2	100.0			
	(二床式)	(69. 1)	(4.8)	(8.5)	(9. 2)	(91. 6)			
横軸渦巻 7 (両吸込)	ポンプ	73. 1	5. 6	8. 7	12.6	100.0			

- (注) 1. 上表中の副部材は、副部材費で計上する。
 - 2. 上表中の() の数値は、ポンプ特性が高NS・高流速であるポンプに適用する。
 - 3. 横軸軸流・斜流ポンプの羽根車には、羽根車の他に羽根車キャップも含む。
 - 4. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の主軸には、ポンプと原動機 (減速機) 間も含む。

表	-4・13 コラム単位質量	(kg/m)
ポンプ形式	コラム単位質量算定式	備考
立軸軸流ポンプ (一床・二床式) 立軸斜流ポンプ (一床・二床式)	コラム単位質量=-0.0011 X ² +5.1977 X + 151.8	

(注) 1. 上表中のXはポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表-4・3 を適用する。

備考

- 2. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のコラム長は、据付床面から吸込ベルマウス下端までの長さが $4.0 \,\mathrm{m}$ (ポンプ吐出量 $4.80 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{min}$ 超は $4.5 \,\mathrm{m}$) を標準とし、標準と異なる場合には、 $\pm 0.1 \,\mathrm{m}$ 単位 (小数点第 $2 \,\mathrm{cd}$ 切り捨て) で補正する。
- 3. コラム単位質量には、揚水管質量、主軸質量、中間軸受及び軸継手質量を含んでいる。
- 4. 高NS・高流速ポンプの場合は、表 $-4 \cdot 13$ コラム単位質量で求めた質量に0.94を乗じた質量を補正質量とする。

現行のとおり

(7)	フラップ允郊材所更豊
\ / /	

1) フラップ弁標準全部材所要量

横軸軸流・斜流及び立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の吐出し管端部のフラップ弁 全部材所要量は、表-4・15を標準とする。

表-4・15 フラップ弁標準全部材所要量

現 行

(kg/f

					(11 8	/ 1					
フラップ弁形式				3	丸		形				
フラップ弁口径(mm)	600	700	800	900	1,000	1, 200	1, 350	1, 500	1,650	1,800	2,
質量(kg/台)	145	193	256	332	422	645	849	1, 084	1, 351	1,649	2,
フラップ弁形式			角	形							
フラップ弁寸法(mm) 縦×横	1,800×2,600		2, 000×2, 900		2, 200×3, 100		2, 400×3, 400				
質量(kg/台)	3, 3	3, 364		5, 645		7, 337					

(注) フラップ弁の主要部材の材質は、表-4・16を標準とする。

表-4・16 フラップ弁主要部材標準材質

フラップ弁形式	弁 胴	弁 体	弁 棒
丸 形	FC	SS	SUS
角形	SS·FC	SS	SUS

フラップ弁各部材構成率
 フラップ弁の各部材構成率は、表-4・17を標準とする。

表-4・17 フラップ弁各部材構成率

(%)

	部材名	主要	部材構	成率	副部材構成率	計
フラップ 弁形式		弁 胴	弁 体	弁棒	副部材	ΠI
丸	形	73.3	23.2	1. 3	2. 2	100.0
角	形	70.3	26.3	1. 0	2. 4	100.0

- (注) 上表中の副部材は、副部材費で計上する。
 - (8) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台標準全部材所要量 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の原動機架台又は減速機架台の標準全部材所要量は 、表-4・18を標準とする。

表-4・18 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台の標準全部材所要量 (kg/基)

77777		. 0,,
ポンプ形式	原動機(減速機)架台の標準全部材所要量算定式	備考
立軸軸流・斜流ポンプ(一床式)架台	架台所要量 $(G_1) = -0.0038 X^2 + 18.1 X + 90.5$	
立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)架台	架台所要量(G ₂)=-0.0047 X ² +14.168 X+182.5	

- (注) 1. 上表中の G_1 、 G_2 は原動機(減速機)架台の標準所要量(kg/基)、Xはポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. 原動機架台又は減速機架台の材質は、鋼板製(SS材 t = 12~25mm)を標準とする。
 - 3. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) で原動機 (減速機) 架台を設置する場合に計上する

0

現行のとおり

令和4年度 機械設備積	算基準 第Ⅰ編 第4章 揚排水ポンプ設備【正誤表】	
現 行	改定	備考
4. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)でポンプ直上に設置される原動機架台又は減速機架台(複合減速機除く)の標準全部材所要量であり、二床式により原動機が横に設置される場合の原動機架台は含まない。		
なお、この場合の原動機架台は、原動機本体と一括して機器単体費で計上する。		
2-2 機器単体費 機器単体費として計上する品目は、表-4・19のとおりとする。		
表-4・19 機器単体品目		
セラミック軸受、無給水軸封装置、節水型軸封装置、原動機(電動機・ディーゼルエンジン・ガスタービンエンジン)、原動機の吸排気管・ダクト、消音器、減速機、流体継手、主配管用弁(フラップ弁を除く)、各種補助ポンプ、空気圧縮機、管内クーラ、クラッチ、フライホイール、主配管(吸込管・吐出し管及び横軸ポンプの吸込管)、可撓管、伸縮管継手、天井クレーン、ホイスト、チェーンブロック、受配電盤、無停電電源装置、直流電源装置、始動用抵抗器、速度制御用抵抗器、自動制御機器、自家発電装置、監視操作盤、接続端子盤、計装機器(水位測定装置・流量測定装置・濃度計等)、給油装置、油圧シリンダ、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、グリースポンプ類、燃料貯油槽、燃料小出槽、凍結防止装置等		
(注) 1. 原動機、減速機、主配管用弁(フラップ弁除く)に付属するセンサー及び計器類は、機器単体費で本体と一括して計上する。 2. 原動機と一体的な鋼製ベース(架台)は原動機本体価格に含め、機器単体品として計上する	現行のとおり	
。 3. セラミック軸受は機器単体品で計上し、ゴム軸受、メタル軸受は部品費として計上する。		
2-3 製作工数は、次式による。 Y = (y + yk + yf + ym) × Kn Y : ポンプ形式区分毎1台当りの製作工数 (人/台) y : ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数 (人/台) y k: 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のコラム長による補正工数 (人/台) y f: フラップ弁の標準製作工数 (人/台) y m: 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の原動機 (減速機) 架台の標準製作工数 (人/基) Kn: ポンプ製作数による補正係数		

(1) ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数(y) ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数(y)は、表-4・20を標準とする。

表-4・20 ポンプ標準製作工数 (v)

現行

(人/台)

		20 机电子标中级计工级(子)	() •	/ 🏻 /
ポンプ形	式	ポンプ標準製作工数算定式	摘	要
横軸軸流ポンプ		$y = -0.0006 X^2 + 1.02 X + 28.3$		
横軸斜流ポンプ		$y = -0.0005 X^2 + 1.192 X + 26.5$		
立軸軸流ポンプ	(一床式)	$y = -0.0010 X^2 + 1.787 X + 78.7$		
M. 甲田甲田 (川 (ハ ン)	(二床式)	$y = -0.0006 X^2 + 1.794 X + 86.8$		
立軸斜流ポンプ	(一床式)	$y = -0.0004 X^2 + 2.088 X + 77.4$		
立 神歌 がん	(二床式)	$y = -0.0002 X^2 + 2.113 X + 87$		
横軸渦巻ポンプ(両	吸込)	$y = -0.0018 X^2 + 1.818 X + 33.8$		

- (注) 1. 上表中の y はポンプ標準製作工数 (人/台)、 X はポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した標準製作工数に 0. 97を乗じるものとする。

ただし、特殊ポンプ(可動翼等)は別途積算する。

- 3. ポンプ主要部材の材質が標準材質と異なる場合であっても、ポンプ標準製作工数を適用する
- 4. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の標準製作工数には、原動機架台又は減速機 架台を含まない。
- 5. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の標準製作工数は、据付床面から吸込ベルマウス下端 (コラム長) までの長さが 4.0 m (ポンプ吐出量 480 m³/min 以上は 4.5 m) の場合の工数である。
- 6. 横軸軸流・斜流ポンプ及び横軸渦巻ポンプ(両吸込)の水中軸受はメタル軸受、立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の水中軸受はセラミック軸受を標準とする。
- 7. 標準製作工数には、工場塗装・工場社内試運転及び工場立会確認のために必要となる 製品の仮組立・調整・解体に直接従事する工場作業員の工数を含む。
- 8. 標準製作工数には、木型の製作に要する工数は含まない。
- (2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk)
 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) は、次式による。
 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) =
 {立軸ポンプのコラム長 (m)

-4.0 m (ポンプ吐出量 4 8 0 m³/min 以上は、4.5 m) } ×コラム長単位工数 (人/m)

なお、コラム長単位工数は、表-4・21を標準とする。

表-4・21 立軸ポンプコラム長単位工数 (人/m)

20 1 2 1	立一	() ()	111/
ポンプ形式	立軸ポンプコラム長単位工数算定式	摘	要
立軸軸流ポンプ (一床・二床) 立軸斜流ポンプ (一床・二床)	コラム単位工数=0.0765X+5.9		

- (注) 1. 上表中のXはポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. 立軸ポンプのコラム長が $4.0\,\mathrm{m}$ (ポンプ吐出量 $4.8\,\mathrm{0\,m^3/min}$ 以上は $4.5\,\mathrm{m}$) 以外の場合、コラム長による補正を $\pm\,0.1\,\mathrm{m}$ 単位(小数点第 $2\,\mathrm{cd}$ 切り捨て)で補正を行う。

(1) ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数(y) ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数(y) は、表-4・20を標準とする。

表-4・20 ポンプ標準製作工数 (v)

(人/台)

備考

	20 1	20 小0 / 你中我厅工外(9)	() ()	/ 🏻 /
ポンプ形	式	ポンプ標準製作工数算定式	摘	要
横軸軸流ポンプ		$y = -0.0006 X^2 + 1.02 X + 28.3$		
横軸斜流ポンプ		$y = -0.0005 X^2 + 1.192 X + 26.5$		
立軸軸流ポンプ	(一床式)	$y = -0.0010 X^2 + 1.787 X + 78.7$		
	(二床式)	$y = -0.0006 X^2 + 1.794 X + 86.8$		
立軸斜流ポンプ	(一床式)	$y = -0.0004 X^2 + 2.088 X + 77.4$		
11年由示社(川 小 ン ノ	(二床式)	$y = -0.0002 X^2 + 2.113 X + 87$		
横軸渦巻ポンプ(両	i吸込)	$y = -0.0018 X^2 + 1.818 X + 33.8$		

- (注) 1. 上表中の y はポンプ標準製作工数 (人/台)、 X はポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した標準製作工数に 0. 97を乗じるものとする。

ただし、特殊ポンプ(可動翼等)は別途積算する。

- 3. ポンプ主要部材の材質が標準材質と異なる場合であっても、ポンプ標準製作工数を適用する
- 4. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の標準製作工数には、原動機架台又は減速機 架台を含まない。
- 5. 立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の標準製作工数は、据付床面から吸込ベルマウス下端 (コラム長) までの長さが 4.0 m (ポンプ吐出量 4 8 0 m³/min 超は 4.5 m) の場合の工数である。

6. 横軸軸流・斜流ポンプ及び横軸渦巻ポンプ (両吸込) の水中軸受はメタル軸受、立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) の水中軸受はセラミック軸受を標準とする。

- 7. 標準製作工数には、工場塗装・工場社内試運転及び工場立会確認のために必要となる 製品の仮組立・調整・解体に直接従事する工場作業員の工数を含む。
- 8. 標準製作工数には、木型の製作に要する工数は含まない。
- (2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) は、次式による。 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) = {立軸ポンプのコラム長 (m)

-4.0 m (ポンプ吐出量 4 8 0 m³/min 超は、4.5 m) } ×コラム長単位工数 (人/m)

なお、コラム長単位工数は、表-4・21を標準とする。

表-4・21 立軸ポンプコラム長単位工数

(人/m)

ポンプ形式	立軸ポンプコラム長単位工数算定式	摘	要
立軸軸流ポンプ (一床・二床) 立軸斜流ポンプ (一床・二床)	コラム単位工数=0.0765X+5.9		

- (注) 1. 上表中のXはポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) 標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. 立軸ポンプのコラム長が $4.0 \, \text{m}$ (ポンプ吐出量 $4.80 \, \text{m}^3/\text{min}$ 超は $4.5 \, \text{m}$) 以外の場合、コラム長による補正を $\pm 0.1 \, \text{m}$ 単位 (小数点第 $2 \, \text{位切り捨て}$) で補正を行う。

訂正

訂正

訂正

(1/

3. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した単位工数に0.97を乗じるものと する。ただし、特殊ポンプ (可動翼等) は別途積算する。

(3) フラップ弁の標準製作工数 (v f)

ポンプ吐出管端部にフラップ弁を設置する場合の製作工数(yf)は、表-4・22を標準 とする。

表-4・22 フラップ弁標準製作工数(v	f	f	F							1))))))))))	1											ŕ	ŕ	ŕ	r	r	r	ŀ	t	t	1								r	7	17	7	Ŧ	•	(((•	ŗ	J	4	А	办	4	į		l	ı			i	Ξ	-	Ξ	E	E	1	/	1	1	ŀ	ļ	ì	ļ	į	į	Ī	Ξ,	ŧ	Ħ	1	7	ì		1	2	些	木	7	2	P	1	Ē	Ŧ	Ξ	٠.	7	1	_	•		7	,	,	1	,,	`			٠	7	7	7		_	•	,		•	7	7	/	7	,		٦	_	_	`	1	1
----------------------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	----	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	--	---	---	---	---	----	---	--	--	---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---

現行

	1	ζ +		,,,,	刀 (示 十) 衣	こと工数	(y I)				-/
フラップ弁形式				す	Լ		7	形			
フラップ弁口径(mm)	600	700	800	900	1,000	1, 200	1, 350	1,500	1,650	1,800	2,
製作工数 (人/台)	8.3	9.8	11.7	14.0	16. 6	22. 9	28.6	35. 1	42.5	50.6	62

フラップ弁形式		角	形	
フラップ弁寸法(mm) 縦×横	1,800×2,600	$2,000\times 2,900$	2, 200×3, 100	$2,400\times3,400$
製作工数(人/台)	88. 4	112.3	137.7	164. 7

- - 2. フラップ弁主要部材の材質が標準材質と異なる場合であっても、フラップ弁標準工数を適用 する。
 - (4) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台の標準製作工数(vm) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台の標準製作工数(vm)は、表-4・23を 標準とする。

表-4・23 立軸ポンプ原動機(減速機)架台標準製作工数(vm) (人/基)

ポンプ形式	原動機(減速機)架台の 標準製作工数算定式	備考
立軸軸流・斜流ポンプ(架台製作工数=0.0149G ₁	G1:立軸軸流・斜流(一床式)架台
一床式) 架台		全部材所要量(kg/基)
立軸軸流・斜流ポンプ(架台製作工数=0.0149G。	G 2 : 立軸軸流・斜流 (二床式) 架台
二床式) 架台	米口袋TF工数-0.0149G ₂	全部材所要量(kg/基)

- (注) 1. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)で原動機(減速機)架台を設置する場合に計上す
 - 2. 上表中の備考欄の立軸軸流・斜流(一床・二床)架台所要量(kg/基)は、表-4・1 8により算出した質量を用いる。
 - 3. ポンプ直上に設置される原動機架台又は、減速機架台(複合減速機を除く)の製作工数で あり、二床式により原動機が横に設置される場合の原動機架台は含まない。

なお、この場合の原動機架台は原動機本体に含めて機器単体費で計上する。

- 4. 原動機(減速機)架台の製作数による補正は、ポンプ製作数による補正係数(表-4・2 4) を用いる。
- (5) ポンプ製作台数による補正係数 (Kn)

同一形式・寸法のものを複数台同時発注する場合のポンプ製作台数による補正係数(Kn) は、表一4・24を標準とする。

- 3. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した単位工数に0.97を乗じるものとす る。ただし、特殊ポンプ(可動翼等)は別途積算する。
- (3) フラップ弁の標準製作工数 (y f)

ポンプ吐出管端部にフラップ弁を設置する場合の製作工数(yf)は、表-4・22を標準

表-4・22 フラップ弁標準製作工数 (v f)

(人/·

フラップ弁形式				す	L		7	形			
フラップ弁口径(mm)	600	700	800	900	1,000	1, 200	1, 350	1,500	1,650	1,800	2, 0
製作工数(人/台)	8.3	9.8	11. 7	14.0	16.6	22. 9	28. 6	35. 1	42.5	50.6	62

フラップ弁形式	角		形	
フラップ弁寸法(mm) 縦×横	1,800×2,600	2,000×2,900	2, 200×3, 100	2, 400×3, 400
製作工数(人/台)	88. 4	112.3	137.7	164. 7

(注) 1.フラップ弁の製作数による補正は、ポンプ製作数による補正係数(表-4・24)を用いる (注) 1.フラップ弁の製作数による補正は、ポンプ製作台数による補正係数(表-4・24)を用いる (注) 1.フラップ弁の製作数による補正は、ポンプ製作台数による補正係数(表-4・24)を用いる (注) 1.フラップ弁の製作数による補正は、ポンプ製作 る。

表—4・24 と表現統一

備考

- 2. フラップ弁主要部材の材質が標準材質と異なる場合であっても、フラップ弁標準工数を適用
- (4) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台の標準製作工数 (vm) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台の標準製作工数(vm)は、表-4・23を 標準とする。

表-4・23 立軸ポンプ原動機(減速機)架台標準製作工数(vm) (人/基)

·			
ポンプ形式	原動機(減速機)架台の 標準製作工数算定式	備	考
立軸軸流・斜流ポンプ (一床式) 架台	架台製作工数=0.0149G ₁	G ₁ : 立軸軸流・斜流(- 全部材所要量(k	
立軸軸流・斜流ポンプ (二床式) 架台	架台製作工数=0.0149G ₂	G ₂ : 立軸軸流・斜流(全部材所要量(k	

- (注) 1. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)で原動機(減速機)架台を設置する場合に計上す
 - 2. 上表中の備考欄の立軸軸流・斜流(一床・二床)架台所要量(kg/基)は、表-4・1 8により算出した質量を用いる。
 - 3. ポンプ直上に設置される原動機架台又は、減速機架台(複合減速機を除く)の製作工数で あり、二床式により原動機が横に設置される場合の原動機架台は含まない。

なお、この場合の原動機架台は原動機本体に含めて機器単体費で計上する。

4. 原動機(減速機)架台の製作数による補正は、ポンプ製作台数による補正係数(表-4・ 24) を用いる。

(5) ポンプ製作台数による補正係数 (Kn)

同一形式・寸法のものを複数台同時発注する場合のポンプ製作台数による補正係数(Kn) は、表一4・24を標準とする。

表-4・24 と表現統一

現 行	改 定	備考
表-4・24 ポンプ製作台数による補正係数 (Kn)		
製作数(台) 1 2 3 4台以上		
補正係数 1.00 0.97 0.95 0.94		
2-4 工場塗装費		
工場塗装の材料費は、補助材料費に含まれる。		
工場塗装の労務費は、ポンプ製作工数に含まれる。		
2-5 直接経費		
(1) 木型費		
木型費は、次式による。		
$P = A \times \frac{1 + \beta (n-1)}{}$		
$n - \Lambda \wedge$		
P:木型費(円/台)		
A:木型製作価格(円/台)		
β: 2 台目以上の補修費率 0.03		
n:ポンプ発注台数 (注) 1.標準揚排水ポンプ本体に適用する。	現行のとおり	
2. 同一形式、同一寸法のポンプを同時(連続)発注する場合で、1~4台のポン		
プ製作に適用する。なお、同時(連続)発注とは、初年契約日から 24 ヶ月未満		
に連続して発注する場合をいう。		
3. 標準揚排水ポンプ以外のポンプ (大吐出量・可動翼等の特殊ポンプ) 及び5台		
以上の製作を行う場合は、別途計上する。		
直接工事費		
3-1 材料費		
(1) 材料費の構成		
材料費の構成は、次式のとおりとする。		
材料費 = 据付材料費 + 据付補助材料費		
(2) 据付材料費 据付材料費は、ポンプ設備及びポンプ用電気設備の材料費であり、建築関係の材料は含ま		
ない。		
据付材料費の積算は、次式による。		
据付材料費 = ポンプ設備据付材料費 + 付帯設備据付材料費		
 ポンプ設備据付材料費 		
ポンプ設備据付材料費の積算は、次式による。なお、職種別構成割合は、表ー4・29		
のとおりとする。		
ポンプ設備据付材料費 (円) =ポンプ設備据付労務費 (円)		
×ポンプ設備据付材料費率(%)×小配管材料補正係数		
ポンプ設備据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・		
電工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。		
なお、ポンプ設備据付材料費率は、表ー4・25による。		
		l I

		現 行	
		表-4・25 ポンプ設備据付材料費率	(%)
	原動機種別	ポンプ形式	ポンプ設備据付材料費率
		横軸渦巻ポンプ (両吸込・片吸込)	5 2
	電動機	横軸軸流・斜流ポンプ	3 5
		立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	2 8
		立軸渦巻ポンプ (斜流)・水中ポンプ(固定・着脱)	2 0
		横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ (両吸込・片吸込)	3 8
	エンジン	立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式)	2 9
	ガスタービン エンジン	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	1 7

- (注) 1. ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料、電気配線配管材料及びその他材料は、次のとおりとする。
 - (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管(吸込管、吐出し管) ・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管(排気管は機器単体費で計上 するため除く)、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、断熱材料(排気ダ クト内は除く)等である。
 - (2) 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料(水位計配線含む)、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)、ハンドホール等である。
 - (3) その他材料の範囲は、小配管ピット用材料 (蓋含む)、ステー材、アンカー材、小配管 貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル等とし、シンダーコンクリート・スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まない。
 - 2. 機場 (敷地) 内設備に使用する据付材料費とする。
 - 3. 水用小配管の標準材質はステンレス管とする。水用小配管にSGP等の普通鋼管を使用した場合は、上表の値に0.9を乗じる。
 - 4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は、ポンプ設備据付材料費率に下表の補正係数の値を乗じる。

表-4・26 低圧受電の補正係数 (%)

原動機種別	低圧受電の補正係数
電 動 機	5 7
ディーゼルエンジン	8 6
ガスタービンエンジン	7 7

2) 付帯設備据付材料

付帯設備据付材料費の積算は、次式による。

付帯設備据付材料費(円)=付帯設備据付労務費(円)×付帯設備据付材料費率(%)

なお、職種別構成割合は、表 $-4 \cdot 29$ のとおりとする。また、付帯設備据付材料費率は、表 $-4 \cdot 27$ による。

付帯設備据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・電 工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。 現行のとおり

	表-4・2	7 付帯設備据付材料費率	率	(%)		
付帯設備種別		付帯設備据付材料費率	適用条件	備考		
	電 動 機	$y = 395.50 \text{kW}^{-0.4313}$	kW≦ 5,000			
受変電設備	ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	$y = 376.19 \text{kW}^{-0.3659}$	kW≦10,000	kW:原動機出力		
天井クレーン設備		1. 0	_	_		

現 行

- (注) 1. 受変電設備の据付材料とは、引込設備材料(引込柱・柱上気中開閉器・腕金・アレスター)、引込設備から受変電設備及び受配電設備間の配線材料、配線用配管材料(ハンドホールを含む)等である。
 - 2. 天井クレーンの据付材料とは、ステー材、アンカー材、配管貫通部の二次コン、仕上モルタル、配線材料、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)等である。
 - 3. 工数算定式の kW は原動機出力であり、主ポンプの原動機出力の合計とする。
 - 4. 原動機出力がPS表示 (ディーゼルエンジン) の場合は次式で kW に換算した値を使用する

 $kW = P S \times 0$. 735

- 5. 原動機種別が異なる設備工事の据付工数算出は、原動機種別(電動機及びエンジン)を各々で算出し合算する
- 6. 受電設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は、付帯設備据付材料費率に0.08を乗じる。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費とは、ポンプ設備据付(電気工事含む)において補助的に消費される材料(ライナー、シム、溶接棒、アセチレンガス、酸素、塗料、接着剤等)である。 据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費 = 据付労務費(円)×据付補助材料費率(%)

なお、据付補助材料費率は、表-4・28による。

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労 務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

表-4・28 据付補助材料費率 (%)

据付補助材料費率	2. 0	

3-2 据付工数

据付労務費の積算は、次式による。

据付労務費 = ポンプ設備据付労務費 + 付帯設備据付労務費

据付工数は、ポンプ設備据付工数と付帯設備据付工数で構成し、職種別構成割合は、表-4・29を標準とする。

表-4・29 ポンプ設備据付工数の職種別構成割合 (%)

区 分	機械設備据付工	普通作業員	電工
ポンプ設備据付工数	6 0	1 5	2 5
付帯設備(受変電設備)据付工数	3 0	_	7 0
付帯設備(天井クレーン)据付工数	8 0	2 0	_

現行のとおり

(注) 1. 上表に示す区分毎に算出した据付工数に、職種別構成割合を乗じて職種別据付工数を算出する。

現 行

- 2. 付帯設備据付工数の職種別構成割合は、受変電設備据付又は天井クレーン据付の場合の構成割合であり、他設備の場合は別途考慮する。
- (1) ポンプ設備据付工数

ポンプ設備据付工数は、次式による。

 $Y m = \Sigma (Y m i \times K m i \times K s \times K m n) + \Sigma (\Sigma (Y f) \times K m n)$

Ym:設備N台当りのポンプ設備据付工数(人)

Ymi:設備1台当りのポンプ設備標準据付工数(人/台)

Kmi: 原動機種別によるポンプ設備標準据付工数の補正係数

K s : 無給水化による補正係数

Kmn:据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数

Yf:立軸渦巻ポンプ(斜流)の中間軸受装置(中間床)据付工数(人/箇所)

1) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) は、表-4・30による。

表-4・30 ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

(人/台)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	,	() -) /
ポンプ形式	ポンプ実吐出量 範囲(m³/min)	標準据付工数算定式	備考
横軸軸流・斜流ポンプ	12超 ~ 600以下	$y = -0.0012 X^2 + 1.622 X + 65.66$	
立軸軸流・斜流ポンプ (一床式)	12超 ~ 325以下	$y = -0.0030 X^2 + 2.304 X + 49.68$	
立軸軸流・斜流ポンプ (二床式)	12超 ~ 850以下	$y = -0.0008 X^2 + 1.64 X + 91.19$	
横軸渦巻ポンプ	0.1超 ~ 18以下	$y = -0.2317 X^2 + 8.247 X + 39.17$	
(両吸込・片吸込)	18超 ~ 200以下	$y = -0.0026 X^2 + 3.034 X + 73.77$	
立軸渦巻ポンプ	3超 ~ 18以下	$y = -0.1467 X^2 + 6.998 X + 36.19$	
(斜流)	18超 ~ 200以下	$y = -0.0041 X^2 + 2.701 X + 78.48$	引込設備は低圧
水中ポンプ	0.1超 ~ 18以下	$y = -0.1486 X^2 + 4.326 X + 7.71$	受電の工数
(固定・着脱)	18超 ~ 90以下	$y = -0.0038 X^2 + 1.029 X + 27.66$	

- (注) 1. 上表中の y は据付工数、 X はポンプ吐出量 (m^3/min) あり、ポンプ吐出量 (m^3/min) の標準 値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. ポンプ設備標準据付工数に含まれる範囲は、次のとおりとする。
 - (1) ポンプ設備に関連する機器の据付け(主ポンプ、減速機、駆動原動機、架台、吸吐出管、主配管用弁、継手、クラッチ、各種系統機器設備、燃料小出槽)及び準備、後片付けまでとする。
 - (2) ポンプ設備の運転操作に関連する盤等(補機盤、コントロールセンタ、直流電源装置(盤を含む)、速度制御盤、中央監視盤、計装機器盤(水位計、流量計、圧力計等の表示盤)、機場内操作盤(テレメータ・テレコントロール装置は除く)、制御盤類)の据付け及び準備、後片付けまでとする。
 - (3) 主ポンプ及び補助機械類の機側操作盤(受電部、動力部が一面構造となった盤を含む)の据付け、並びに電気配管等の塗装。
 - (4) 計装機器の据付け及び電気室の受配電盤から各機器(原動機、減速機、主配管用弁、補助機械類)並びに、各計装機器(水位計、圧力計、流量計等)への配線配管及び接続。
 - 3. 横軸及び立軸の軸流・斜流形式の標準据付工数には、フラップ弁の据付け及び塗装を含

現行のとおり

(1) ポンプ設備据付工数

ポンプ設備据付工数は、次式による。

 $Y m = \Sigma (Y m i \times K m i \times K s \times K m n) + \Sigma (\Sigma (Y f) \times K m n)$

Ym:設備N台当りのポンプ設備据付工数(人)

Ymi:設備1台当りのポンプ設備標準据付工数(人/台)

Kmi:原動機種別によるポンプ設備標準据付工数の補正係数

Ks:無給水化による補正係数

Kmn:据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数

Y f : 立軸渦巻ポンプ (斜流) の中間軸受装置 (中間床) 据付工数 (人/箇所)

1) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) は、表 $-4 \cdot 30$ による。

表-4・30 ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

(人/台)

ポンプ形式	ポンプ実吐出量 範囲(m³/min)	標準据付工数算定式	備考
横軸軸流・斜流ポンプ	12超 ~ 600以下	$y = -0.0012 X^2 + 1.622 X + 65.66$	
立軸軸流・斜流ポンプ (一床式)	12超 ~ 325以下	$y = -0.0030 X^2 + 2.304 X + 49.68$	
立軸軸流・斜流ポンプ (二床式)	12超 ~ 850以下	$y = -0.0008 X^2 + 1.64 X + 91.19$	
横軸渦巻ポンプ	0.1超 ~ 18以下	$y = -0.2317 X^2 + 8.247 X + 39.17$	
(両吸込・片吸込)	18超 ~ 200以下	$y = -0.0026 X^2 + 3.034 X + 73.77$	
立軸渦巻ポンプ	3超 ~ 18以下	$y = -0.1467 X^2 + 6.998 X + 36.19$	
(斜流)	18超 ~ 200以下	$y = -0.0041 X^2 + 2.701 X + 78.48$	引込設備は低圧
水中ポンプ (固定・着脱)	0.1超 ~ 18以下	$y = -0.1486 X^2 + 4.326 X + 7.71$	受電の工数
	18超 ~ 90以下	$y = -0.0038 X^2 + 1.029 X + 27.66$	

- (注) 1. 上表中の y は据付工数、 X はポンプ吐出量(m^3/min)であり、ポンプ吐出量(m^3/min)の標準値は、表 $-4 \cdot 3$ を適用する。
 - 2. ポンプ設備標準据付工数に含まれる範囲は、次のとおりとする。
 - (1) ポンプ設備に関連する機器の据付け(主ポンプ、減速機、駆動原動機、架台、吸吐出管、主配管用弁、継手、クラッチ、各種系統機器設備、燃料小出槽)及び準備、後片付けまでとする。
 - (2) ポンプ設備の運転操作に関連する盤等(補機盤、コントロールセンタ、直流電源装置(盤を含む)、速度制御盤、中央監視盤、計装機器盤(水位計、流量計、圧力計等の表示盤)、機場内操作盤(テレメータ・テレコントロール装置は除く)、制御盤類)の据付け及び準備、後片付けまでとする。
 - (3) 主ポンプ及び補助機械類の機側操作盤(受電部、動力部が一面構造となった盤を含む)の据付け、並びに電気配管等の塗装。
 - (4) 計装機器の据付け及び電気室の受配電盤から各機器(原動機、減速機、主配管用弁、 補助機械類)並びに、各計装機器(水位計、圧力計、流量計等)への配線配管及び接 続
 - 3. 横軸及び立軸の軸流・斜流形式の標準据付工数には、フラップ弁の据付け及び塗装を含

訂正

み、横軸渦巻形式の標準据付工数には、屋外可とう管又は、集合管までの据付け及び塗装を含んでいる。

- 4. 水中ポンプの標準据付工数は、吐出しエルボ(吐出し弁がある場合は吐出し弁)までを含んでいる。
- 5. ポンプ設備の据付用クレーンは、天井クレーン又はトラッククレーンを標準とする。

現行

- 6. 鋼製の点検歩廊、手摺、階段等の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」による。
- 7. 接地極までの配線配管は、標準据付工数に含むが、接地極の敷設は含まないので別途計上する。
- 8. 標準ポンプ設備据付工数には、次のものが含まれていないので別途積算するものとする。
- (1) 屋外に設置する燃料貯油槽、敷地外に設置する計装機器
- (2) 配筋工事、さく井工事、水替工事、運搬路等の補修工事等の仮設費
- (3) 二次コンクリート、各機器の基礎コンクリート、シンダーコンクリート等の土木工事
- (4) 受電点(第1柱)から受電盤までの引込工事、通信設備・吸排気ファン・ゲート設備・除 塵機設備・照明設備等に係る電気配線配管
- (5) 電線布設に伴う掘削・埋戻・盛土等の土工
- (6) CCTVカメラ、同制御盤、集中監視制御設備(運転支援、管理装置等)、遠方操作盤(機場外)、除塵及びゲート設備機側操作盤、非常用発電設備、電気室等に設置される受配電設備及び付属する操作・計装設備(中央操作盤、計装機器盤、遠方操作盤(機場内装置)、始動用制御盤)
- 9. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した標準据付工数に 0. 9を乗じるものとする

ただし、特殊ポンプ(可動翼等)は別途積算する。

2) 原動機種別による補正係数 (Kmi) 主ポンプ駆動用原動機種別による補正係数 (Kmi) は、表-4・31を標準とする。

表-4・31 原動機種別による補正係数 (Kmi)

原動機種別	電 動 機	ガスタービンエンジン	ディーゼルエンジン
補正係数	0.95	1.00	1.05

3) 給水方式による補正係数 (Ks) 給水方式による補正係数 (Ks) は、表-4・32を標準とする。

表-4・32 給水方式による補正係数(Ks)

原動機種別補正項目	電 動 機	ディーゼルエンジン
給水方式補正係数	1. 10	1. 15

- - 2. 電動機駆動の無給水方式とは、ポンプ軸受にセラミック軸受を採用(立軸は標準)し、軸封部に無給水軸封装置を採用した場合とし、これ以外の場合は補正する
 - 3. ディーゼルエンジン駆動の無給水方式とは、電動機駆動方式と同様にセラミック軸受・無給水軸封装置に加え、エンジン冷却水方式としてラジエータ方式又は管内クーラ・槽内クーラ等を採用した場合もしくは空冷エンジンを採用した場合とし、これ以外の場合は補正する。
- 4) 中間軸受装置据付工数 (Y f) 立軸渦巻ポンプ (斜流) に中間軸受装置 (中間床) を設ける場合の据付工数 (Y f) は、表-4・33を標準とする。

現行のとおり

			垷	打				
	表-4・	33 中間	引軸受装置:	据付工数(Y f)		(人/箇戸	Я
ポンプ吐出量 (m³/min)	3超 5以下	5超 8以下	8超 12以下	12超 18以下	18超 23以下	23超 28以下	28超 36以下	
中間軸受装置	4.9	6. 1	7. 3	8.5	9. 7	10. 9	12. 2	
	T	T	T		1		1	

ポンプ吐出量	36超	50超	70超	90超	115超	150超
(m³/min)	50以下	70以下	90以下	115以下	150以下	200以下
中間軸受装置	14. 6	17. 0	19. 5	21. 9	24. 3	

5) 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数(Kmn) 同時期・同機場(敷地)にポンプを複数台据付ける場合の据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数(Kmn)は、表-4・34を用いて、表-4・35に示す区分毎に補正する。

表-4・34 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数 (Kmn)

	* - 1 * // * * *		***************************************	// IIII - F1 //	,
据付数(台)	1	2	3	4	5 台以上
補正係数	1. 00	0.84	0.78	0.74	0.70

表-4・35 補正区分

補正区分	ポンプ形式区分
立軸ポンプ	立軸軸流ポンプ (一床・二床式)、立軸斜流ポンプ (一床・二床式)、立軸渦巻ポンプ (斜流)
横軸ポンプ	横軸軸流ポンプ、横軸斜流ポンプ、横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)
水中ポンプ	水中ポンプ(固定・着脱)

(2) 付帯設備(受変電設備)標準据付工数(Yj) 付帯設備(受変電設備)標準据付工数(Yj)は、表-4・36による。

表-4·36 付帯設備(受変電設備)標準据付工数(Yj) (人/式)

原 動 機 種 別	工数算定式	適用条件	備考
電 動 機	$Y j = 3.4515 \times k W^{0.4313}$	k W≦ 5,000	Y j : 付帯設備(受変電設備
ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	$Y j = 3.6287 \times k W^{0.3659}$	k W≦10, 000)標準据付工数(人/式) kW:原動機出力(kW)

- (注) 1. 付帯設備(受変電設備)標準据付工数の範囲は、受電点(第1柱)から受電盤までの 引込み工事、電気室等に設置される受配電設備(引込盤、受電盤、変圧器盤、電動器盤 等)の据付けとする。
 - 2. 機側操作盤(操作部、受電部、動力部が一面構造となった盤を含む) は含まない (ポンプ設備標準据付工数に含まれる)。
 - 3. 工数算定式のkWは原動機定格出力であり、主ポンプの原動機出力の合計とする。
 - 4. 原動機出力がPS表示(ディーゼルエンジン)の場合は次式でkWに換算した値を使用する。

 $kW = PS \times 0.735$

- 5. 原動機種別が異なる設備工事の据付工数算出は、原動機種別(電動機及びエンジン)を 各々で算出し合算する。
- 6. 低圧引込み設備の場合は、付帯設備(受変電設備)標準据付工数に0.92を乗じる。

現行のとおり

現行(3) 付帯設備(天井クレーン)標準据付工数
付帯設備(天井クレーン)標準据付工数(Yti)は、表-4・37を標準とする。

表-4・37 天井クレーンの標準据付工数(Yti) (人/台)

	2 0 . / (/) /		D1/ 1 1/H	7	(- 0 -	, ()	•/ H/
手動	定格荷重(t)	1	2	3. 2	5	7. 5	10
式	標準据付工数	9. 2	13. 5	17. 9	23. 2	27.7	29.0

電	定格荷重(t)	7. 5	10	12.5	13	15	20	22.5	25	30	35	40
動式	標準据付工数	40. 3	46. 2	52.8	54. 2	60. 1	77. 1	86. 7	97. 0	119.9	145. 7	174. 6

- (注) 1. 手動式とは、巻上げは電動又は手動、移動は手動によるものをさす。電動式とは、巻上げ、 移動ともすべて電動によるものをさす。
 - 2. 標準据付工数には走行レールの据付けは含むが、ランウェイガータの据付けは含まない。
 - 3. 据付けに伴う各部調整及び電動式天井クレーンの電気配線配管布設は、本標準据付工数に含む。

3-3 現場塗装費

現場塗装の材料は、補助材料費に含まれる。 現場塗装の労務は、据付工数に含まれる。

3-4 直接経費

(1) 機械経費

据付けに係る機械経費は、表一4・38を標準として計上する。

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件並びに関連工事などを勘案の うえ決定する。

表-4・38 標準機械器具

		24. 1	27427
	機械器具名	標準規格	摘 要
機	ラフテレーンクレー ン		屋外機器用(必要により計上)
械	電気溶接機		基礎据付用
器具	空気圧縮機	排出ガス対策型	はつり用
費	発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
	その他必要なもの		現場条件により計上する
	雑器具損料		機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

(2) 試運転調整費

ポンプ設備の電気設備を含めた総合負荷試運転調整費は、次式を標準とする。なお、職種は 機械設備据付工とする。

総合負荷試運転調整費(円)=

総合負荷試運転調整工数(人/式)×機械設備据付工賃金(円/人)

1) 総合負荷試運転調整工数

総合負荷試運転調整工数(人/式) = $(-0.000015X^2 + 0.0226X + 4.26) \times Km \times Kc$

X:同一機場内における最大ポンプ吐出量 (m³/min)

Km:ポンプ台数補正係数

現行のとおり

現 行 K c : ポンプ制御補正係数 (注) 1. Xはポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出量 (m³/min) の標準値は、表

- -4・3を適用する。
 - 2. 電気設備・運転操作設備とともに総合負荷試運転調整を行う場合に適用する。 なお、機械設備の機器単体の調整は機械設備据付工数に、電気設備の機器単体 の調整は、電気設備据付工数に含まれる。
 - 3. 総合負荷試運転調整工数には、法令等に基づく使用前自主検査及び官庁検査等 は含まれていない(共通仮設費の技術管理費に含む)。
 - 4.総合負荷試運転調整工数には、ポンプ設備工事として施工した設備の負荷運転に 関する調整工数であり、他工事や土木工事の調整工数は別途計上する。
- 2) ポンプ台数補正係数(Km) ポンプ台数補正係数 (Km) は、表-4・39を標準とする。

表-4・39 ポンプ台数補正係数 (Km)

		· · · /	3/(111) 22/11/2/((11111)	
ポンプ台数	1台	2台	3台	4台	5 台以上
補正係数	1. 0	1. 6	1. 8	2. 0	2. 2

- (注) 1. ポンプ台数が5台を超える場合は、1台当り「0.2]を5台の係数に加算
 - 2. ポンプ台数はポンプ吐出量区分にかかわらず、試運転の対象ポンプの台数 とする。
- 3) ポンプ制御補正係数(Kc) ポンプ制御補正係数 (Kc) は、表 $-4\cdot40$ を標準とする。

表-4・40 ポンプ制御補正係数 (Kc)

ポンプ制御方式	台数制御弁制御	回転数制御
補 正 係 数	1. 0	1. 3

(注) 制御方式の異なるポンプ設備を全体で試運転調整する場合は、補正係数 の大きい制御方式で補正する。

2) ポンプ台数補正係数 (Km) ポンプ台数補正係数 (Km) は、表 $-4 \cdot 39$ を標準とする。

表-4・39 ポンプ台数補正係数 (Km)

現行のとおり

ポンプ台数	1台	2台	3台	4台	5台
補正係数	1. 0	1. 6	1. 8	2. 0	2. 2

(注) 1. ポンプ台数が5台を超える場合は、1台当り[0.2]を5台の係数に加算

2. ポンプ台数はポンプ吐出量区分にかかわらず、試運転の対象ポンプの台数と する。

備考

訂正

整合

(注) 1. と

現行のとおり



現行

表-8・6 標準機械器具

	我 U U 际平极		
機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/100m)	摘要
トラック[クレーン装置付]	4 t級 吊能力2.9 t	2. 7	
雑器具損料	_	_	機械器具費×2%

- (注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。
 - 2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。
 - 3. 機械経費は、施工延長から使用日数を算出後、0.5日単位で端数切り上げとする。

3-4 さく井

標準として積算に用いる工法はパーカッション工法とし、工期、現場条件等を勘案して最も 適した施工法を選択するものとする。

(1) 材料費

ケーシング、充填砂利等の材料費及び、ストレーナ等の部品費を積上げるものとする。 なお、充填砂利の標準使用量は、表-8・7によるものとする。

表-8・7 標準砂利充填量

ケーシング径	2 0 0 A	2 5 0 A	3 0 0 A	3 5 0 A	4 0 0 A
掘削径(mm)	3 5 0	4 0 0	4 5 0	5 0 0	5 5 0
標準砂利充填量 (m³/m)	0.07	0.08	0.10	0.11	0.12

(注) 砂利は、標準として o 6~10mmの豆砂利とする。

(2) さく井工数

1) さく井工数は表-8・8を標準とする。

表-8・8 標準さく井工数

区分標準さく井工数(人)		職種別構成割合(%)	
		特殊作業員	普通作業員
さく井	y = (2.7a + 0.067) x + 16.6	5 0	5 0

- (注) 1. yは標準さく井工数 (人)、xは掘削深度 (m)、aはm当り掘削日数 (日/m) である。
 - 2. さく井工数には、掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験を含むものとし、さく井機設置撤去の工数は、表-8・10により別途加算する。
 - 3. a の値は、各井戸の掘削速度 α から求めるものとし、次式による。

$$a = \left[\begin{array}{c|c} L1 & +L2 & +L3 \\ \hline \alpha 1 & +\alpha 2 & +\alpha 3 \end{array} \right] \times \begin{array}{c} 1 \\ \hline L1 + L2 + L3 \cdot \cdot \cdot \end{array}$$

αn:各土質の掘削速度(m/日)

Ln:各土質層の長さ (m)

4. 各土質の土質係数 α n は、表 $-8 \cdot 9$ のとおりとする。

3-4 さく井

標準として積算に用いる工法はパーカッション工法とし、工期、現場条件等を勘案して最も 適した施工法を選択するものとする。

(1) 材料費

ケーシング、充填砂利等の材料費及び、ストレーナ等の部品費を積上げるものとする。 なお、充填砂利の標準使用量は、表-8・7によるものとする。

表-8・7 標準砂利充填量

	• •	24. 1 . 7 . 4 . 7			
ケーシング径	2 0 0 A	2 5 0 A	3 0 0 A	3 5 0 A	4 0 0 A
掘削径 (mm)	3 5 0	4 0 0	4 5 0	500	5 5 0
標準砂利充填量 (m³/m)	0.07	0.08	0.10	0.11	0.12

(注) 砂利は、標準として 6 ~ 1 0 mm の豆砂利とする。

(2) さく井工数

1) さく井工数は表-8・8を標準とする。

表-8・8 標準さく井工数

区 分 標準さく井工数 (人)		職種別構成割合(%)		
	区 分 標準さく升上数(八)		普通作業員	
さく井	y = (2.7a + 0.067) x + 16.6	5 0	5 0	

- (注) 1. y は標準さく井工数 (人)、x は掘削深度 (m)、a はm当り掘削日数 (日/m) である。
 - 2. さく井工数には、掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験を含むものとし、さく井機設置撤去の工数は、表-8・10により別途加算する。
 - 3. a の値は、各井戸の掘削速度 α から求めるものとし、次式による。

$$a = \left[\begin{array}{c|c} L \ 1 \\ \hline \alpha \ 1 \end{array} \right. + \left[\begin{array}{c} L \ 2 \\ \hline \alpha \ 2 \end{array} \right. + \left[\begin{array}{c} L \ 3 \\ \hline \alpha \ 3 \end{array} \right. \cdot \cdot \cdot \left. \right] \times \left[\begin{array}{c} 1 \\ \hline L \ 1 + L \ 2 + L \ 3 \cdot \cdot \cdot \end{array} \right]$$

α n:各土質の掘削速度 (m/日) Ln:各土質層の長さ (m)

4. 各土質の<mark>掘削速度 α n は、表 - 8 ・ 9 のとおりとする。</mark>

訂正 表一8・9 と表現統一

令和4年度 機械設備積算基準 第 I 編 第8章 消融雪設備 【正誤表】

表-8・9 掘削速度 (αn) (m/日)					
ケーシング径 土質	2 0 0 A	2 5 0 A	3 0 0 A	3 5 0 A	4 0 0 A
粘性土	6. 21	5.87	5.47	4. 95	4. 55
砂・砂質土	5.65	5. 34	4.96	4. 50	4.14
レキ質土・軟岩	4. 04	3.81	3.56	3. 22	2.96
岩塊・玉石	1. 24	1. 17	1. 11	0.99	0.91

現 行

2) さく井機 (パーカッション式) 設置撤去工数は、表-8・10を標準とする。

表-8・10 さく井機設置撤去標準工数

(人/台)

区 分	規格	特殊作業員	普通作業員	電 工	とびエ
	小形	6	4	2	2
さく井機 分解組立	中形	8	5	2	2
)	大形	1 1	7	3	3

(注) 本工数は、さく井機の設置準備、設置、動力設置撤去、撤去、後片付けまで含むものとする。

(3) 機械経費

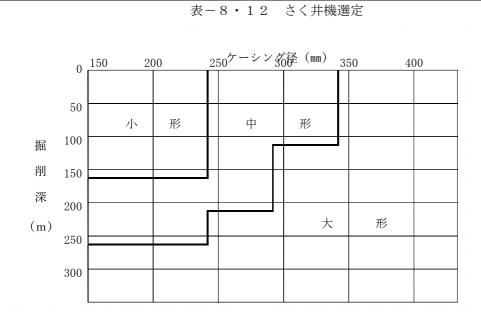
1) さく井に係る機械の組合せは、表-8・11を標準として、計上するものとする。 表-8・11 標準機械器具

機械器具名	標準規格	数量	摘要
ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]		1台	
掘削用ビット		1台	
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型]		1台	
ベントナイトミキサ [1槽型]	0.2 m ³ × 1 槽 2.2 k W級	1台	
工事用水中モータポンプ [撹拌装置付(水中サンドポンプ)]	口径80mm 全揚程10m 3.7kW	1台	
電気溶接機 [交流アーク式 (手動・ 電撃防止器内蔵型)]	2 0 0 ~ 3 0 0 A	1台	
深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	実際に据付けるポンプと同規格	1台	揚水試験用
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック4 t 積 吊能力2.9 t	1台	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	1台	さく井機設置撤去
雑器具損料		1式	機械器具費×2%

- (注) 1. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具等の損料である。
 - 2. さく井機 (パーカッション式) の選定は、ケーシング径、掘削深度により、表 8・12を標準とする。

現行のとおり

令和4年度 機械設備積算基準 第 I 編 第8章 消融雪設備 【正誤表】



現 行

3. 発動発電機及び掘削機の規格は、表-8・13を標準として、計上するものとする。

表-8・13 発電機及び掘削機規格

パーカッション 機械の規格	所要発電機容量 (kVA)	掘削機容量 (kW)	摘要
小 形	35	15	
中 形	45	22	
大 形	60	30	

4. 必要に応じ水槽、マッドスクリーンを計上するものとする。

現行のとおり